

三春町告示第16号

平成26年3月三春町議会定例会を、次のとおり招集する。

平成26年2月20日

三春町長 鈴木 義 孝

- 1 日 時 平成26年3月3日（月）午前10時
- 2 場 所 三春町議会議場

平成26年3月3日、三春町議会3月定例会を三春町議会議場に招集した。

1 応招議員・不応招議員

1) 応招議員（16名）

1番 陰山 丈夫	2番 渡辺 泰 譽	3番 影山 初 吉
4番 佐藤 弘	5番 本田 忠 良	6番 本多 一 安
7番 儀同 公 治	8番 渡辺 正 久	9番 三瓶 文 博
10番 佐久間 正 俊	11番 小林 鶴 夫	12番 橋本 善 次
13番 鈴木 利 一	14番 渡邊 勝 雄	15番 佐藤 一 八
16番 日下部 三 枝		

2) 不応招議員（なし）

2 会議に付した事件は次のとおりである。

- 議案第 1号 中郷地区仮置き場造成工事請負変更契約について
- 議案第 2号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 3号 三春町行政財産使用料条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 4号 三春町社会教育委員条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 5号 三春町子育て支援助成金条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 6号 三春町障害程度区分認定審査会の委員の定数等を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 7号 三春町墓地条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 8号 三春町道路占用料徴収条例及び三春町法定外公共物管理条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 9号 三春町給水条例等の一部を改正する条例の制定について
- 議案第10号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき議会の同意を求めることについて
- 議案第11号 三春町生活工芸館に係る指定管理者の指定について
- 議案第12号 三春町福祉会館に係る指定管理者の指定について
- 議案第13号 三春ダム資料館物産展示室に係る指定管理者の指定について
- 議案第14号 三春の里農業公園に係る指定管理者の指定について
- 議案第15号 三春町定住促進住宅に係る指定管理者の指定について
- 議案第16号 平成25年度三春町一般会計補正予算（第5号）について
- 議案第17号 平成25年度三春町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について
- 議案第18号 平成25年度三春町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について
- 議案第19号 平成25年度三春町介護保険特別会計補正予算（第4号）について
- 議案第20号 平成25年度三春町町営バス事業特別会計補正予算（第3号）について
- 議案第21号 平成25年度三春町放射性物質対策特別会計補正予算（第4号）について
- 議案第22号 平成25年度三春町宅地造成事業会計補正予算（第1号）について
- 議案第23号 平成26年度三春町一般会計予算について
- 議案第24号 平成26年度三春町国民健康保険特別会計予算について
- 議案第25号 平成26年度三春町後期高齢者医療特別会計予算について
- 議案第26号 平成26年度三春町介護保険特別会計予算について
- 議案第27号 平成26年度三春町町営バス事業特別会計予算について
- 議案第28号 平成26年度三春町放射性物質対策特別会計予算について

- 議案第 29 号 平成 26 年度三春町病院事業会計予算について
- 議案第 30 号 平成 26 年度三春町水道事業会計予算について
- 議案第 31 号 平成 26 年度三春町下水道事業等会計予算について
- 議案第 32 号 平成 26 年度三春町宅地造成事業会計予算について

平成26年3月3日（月曜日）

1 出席議員は次のとおりである。

1番 陰山 丈夫	2番 渡辺 泰譽	3番 影山 初吉
4番 佐藤 弘	5番 本田 忠良	6番 本多 一安
7番 儀同 公治	8番 渡辺 正久	9番 三瓶 文博
10番 佐久間 正俊	11番 小林 鶴夫	12番 橋本 善次
13番 鈴木 利一	14番 渡邊 勝雄	15番 佐藤 一八
16番 日下部 三枝		

2 欠席議員は次のとおりである。

なし

3 職務のため議場に出席した者の職氏名は次のとおりである。

事務局長 橋本清文 書記 近内信二

4 地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職氏名は次のとおりである。

町長	鈴木義孝
副町長	橋本國春

総務課長	佐久間 收	財務課長	鈴木正人
住民課長	工藤 浩之	除染対策課長	村田 浩憲
税務課長	佐久間 幸久	保健福祉課長	影山 敏夫
産業課長	佐藤 哲郎	建設課長	伊藤 朗
会計管理者兼 会計室長	遠藤 弘子	企業局長	増子 伸一

教育委員会委員長	武地 優子	教育長	遠藤 真弘
教育次長兼教育課長	橋本 良孝	生涯学習課長	滝波 広寿

農業委員会会長	宗形 義匡
---------	-------

代表監査委員	大津 茂
--------	------

5 議事日程は次のとおりである。

議事日程 平成26年3月3日（月曜日） 午前10時開会

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 諸般の報告
- 第4 議案の提出
- 第5 町長挨拶並びに提案理由の説明
- 第6 議案の質疑
- 第7 議案の委員会付託

第 8 請願陳情事件の委員会付託

6 会議次第は次のとおりである。

(開会 午前10時)

…………… 開 会 宣 言 ……………

○議長 それでは、ただいまより、平成26年三春町議会3月定例会を開会いたします。
ただちに本日の会議を開きます。

…………… 会議録署名議員の指名 ……………

○議長 日程第1により、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、13番鈴木利一君、14番渡邊勝雄君の
両名を指名いたします。

…………… 会 期 の 決 定 ……………

○議長 日程第2により、会期の決定を議題といたします。
お諮りいたします。
本定例会の会期は、本日より3月14日までの12日間といたしたいと思いますが、ご異議ありま
せんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。
よって、本定例会の会期は、本日より3月14日までの12日間と決定いたしました。
なお、会期日程につきましては、お手元に通知いたしました日程表のとおりといたしますので、ご
了承願います。

…………… 諸 般 の 報 告 ……………

○議長 日程第3により、諸般の報告を行います。
監査委員より、平成25年度第9回、10回、11回の例月出納検査結果報告がありましたので、
その写しをお手元に配布しておきましたから、ご了承願います。

…………… 議 案 の 提 出 ……………

○議長 日程第4により、議案の提出を行います。
提出議案は、お手元にお配りいたしました「議案第1号、中郷地区仮置き場造成工事請負変更契約
について」から「議案第32号、平成26年度三春町宅地造成事業会計予算について」までの32議
案であります。

…………… 町長挨拶並びに提案理由の説明 ……………

○議長 日程第5により、町長挨拶並びに提案理由の説明を求めます。

鈴木町長！

○町長 平成26年度の当初予算を審議していただき、3月定例会が開催されるにあたり、新
年度予算編成方針並びに主な施策等について説明いたします。

まず、説明に先立ち2月14日から15日にかけての大雪により被害を受けられた方々にお
見舞いを申し上げます。また、除雪対応などご尽力賜りました多くの皆様方に感謝を申し上げ
ますとともに、除雪の遅れで町民の皆様にご迷惑をおかけいたしましたこと、改めてお
詫びを申し上げます。

それでは、新年度にあたり、所信の一端を述べさせていただきます。

東日本大震災から、間もなく3年が経過しようとしております。町といたしましては、原発
事故による除染対策を最優先に取り組んで参りました。そして、関係各位のご理解とご協力に

より、町内全ての仮置場を決定することができましたこと、改めて感謝と御礼を申し上げます。今後の除染作業をさらに加速してまいり所存でありますので、一層のご支援ご協力をお願い申し上げます。風評被害を払拭するための食品等の放射性物質の検査等につきましては、継続して実施したほか、小中学生のホールボディカウンターによる内部被ばく量の検査をはじめとした健康管理等に引き続き取り組んで参りました。さらに、三春町から元気を発信していこうと、季節ごとの各種行事を通して、復旧・復興を広くPRして参りました。

しかしながら、まだまだ将来に不安を抱いておられる方が多い状況にあります。したがって、それらの不安を払拭するため、引き続き除染対策と風評被害対策等への取り組みを進めてまいり所存であります。

また、町民生活に密着した基礎的自治体として、町民が安心、自立して豊かに暮らせるよう、将来への希望が持てるような施策に重点をおいて取り組んでいく必要があります。新年度は、それらの諸課題と各種事業に全力で取り組んで参りたいと考えておりますので、皆様のご協力をよろしくお願いいたします。

平成26年度予算案の概要について申し上げます。

最初に、歳入の見通しではありますが、個人住民税については均等割の税率改正等による増額を見込んでおりますが、税込全般の伸びは期待できない状況にあり、依然として、一般財源総額の確保は厳しい状況となりました。

このような状況の中、町債や基金の有効活用などにより財源を捻出し、原発事故からの復興・再生に関する取り組みを最優先に予算を編成するとともに、町民が安心して生活していくために必要な社会保障関連、重要課題である新役場庁舎の整備、人口減少・少子化対策、町民の健康増進と福祉施策の充実に関する分野などに、限られた財源を重点的、優先的に配分するなど、一般財源総額の確保が厳しい中であっても事業量を確保し、メリハリのある予算編成に努めたところでもあります。

次に、重点施策として掲げた7つ施策の取り組み方針について説明申し上げます。

第1は「原子力発電所事故による除染等対策に関する取り組み」についてであります。

除染事業については、三春町除染実施計画に基づき、住宅をはじめ、農地、公共施設、町道等の除染作業に着手しておりますが、新年度についても、引き続き仮置き場の整備を進め、本格的な除染作業に取り組んで参ります。併せて、放射線量モニタリング調査、食品等放射能測定、小中学生のホールボディカウンターによる内部被ばく量の測定等を継続して実施するとともに、町の公式イメージキャラクターによるPRや観光キャンペーンの実施など、風評被害の払拭への取り組みを進めて参ります。

また、避難自治体への復興支援として、葛尾村と富岡町の復興公営住宅建設に協力して参ります。長期避難を余儀なくされている方々の居住が安定的に確保され、将来的には帰還が円滑に進められるよう町としても最大限の協力をしてまいり所存であります。

第2は「町有施設の整備・修繕等に関する取り組み」についてであります。

町の施設につきましては、建築後、相当年数が経過したものが多いことから、計画的な施設整備や補修・修繕に取り組んで参ります。特に、新役場庁舎の整備事業につきましては、基本設計から実施設計を策定し、建設工事に着手して参りたいと考えております。

また、三春小学校の耐震化につきましては、引き続き校舎、屋内運動場の耐震補強と大規模改造工事を実施して参ります。なお、工事期間中は旧三春中学校を仮校舎としておりますので、特に児童の登下校時の安全確保を図って参ります。

第3は「人口減少・少子化対策に関する取り組み」についてであります。

住民サービスの向上を図るための行政支援相談業務の試行、人口減少に歯止めをかける賃貸住宅建設促進施策の展開や、空き地空き家対策、若者交流イベントの開催、地域間交流等による交流・定住人口の増加を図る施策、子育て支援施策の充実などに、取り組んで参ります。特に、子育て支援については、町ではこれまで、町独自の施策として、多子世帯養育支援事業に重点をおいて取り組んで参りましたが、新たに、18歳未満の子供2人以上を養育する低所得世帯の第2子の乳幼児を対象に保育料の無料化等を進めて参ります。

また、新年度においては、子ども・子育て支援事業計画の策定を推進するとともに、保育所の公設民営化について検討を行って参ります。

第4は「街なか整備と地域活性化の推進に関する取り組み」についてであります。

中心市街地の活性化と街なか整備の推進につきましては、ヨークベニマル三春店の移転により商業核店舗の整備は終了いたしました。街なかへの賑わいの創出や通年型観光の推進には、まだまだ創意工夫が必要であります。商工会や観光協会等関係機関と知恵を出しあっていきたいと考えております。併せて、空き店舗対策等も実施して参ります。

また、仮称ではありますが、福島県環境創造センター建設に伴う地域活性化等を検討するとともに、企業誘致奨励金や雇用促進奨励金を活用した地元雇用を促進し、働く場の確保に努めて参ります。

農業の振興に関しましては、6次産業化の検討や地域農業再生協議会の運営支援と中山間地域等直接支払制度の活用を軸として、企業の農業参入による遊休農地の解消や葉たばこからの作物転換支援、畜産振興事業等を通して農業が元気になるよう取り組んで参ります。

滝桜観光につきましては、引き続き渋滞緩和対策等観光客へのサービス向上対策を講じることといたします。さらに、来年春のふくしまデスティネーションキャンペーン本番に向けてのプレキャンペーンとして、「おもてなし事業」を実施するとともに、観光振興イベント等の開催を通じて通年型観光を推進して参ります。

また、閉校となった学校の建物及び跡地の利活用を図り、併せて地域活性化を検討して参ります。

第5は「安全で安心して暮らせる生活環境の創造に関する取り組み」についてであります。

町民が安全で安心した生活がおくれるよう、引き続き幹線道路網整備を行うとともに、老朽化した道路橋梁の点検、生活道路の維持補修、交通安全施設整備、防犯灯の設置、県事業である桜川改修事業の促進支援に取り組めます。災害に強いまちづくりの推進については、消防施設や防火水槽の整備をはじめ、災害に備えたハザードマップの作成などに取り組み、災害に強いまちづくりを進めて参ります。さらに、町民ニーズに即した地域交通の確保については、朝夕の通勤・通学や通院の利便性を確保するため町営バスさくら号の運行を増便し、併せて岩江地区のコミュニティバス路線を新設するとともに、運転免許証を自主返納した高齢者に対して町営バスの優遇を行います。

第6は「学校教育の充実とスポーツ・文化活動の推進に関する取り組み」についてであります。学校教育の充実については、昨年度新築した三春中学校の運営をはじめ、特色ある学校づくりの推進、基礎学力向上の推進、特別支援教育の充実を図ります。三春中学校の通学対策については、継続してスクールバスの安全な運行と通学路の安全確保、さらに交通安全・防犯対策を行い、生徒が安心して学べる環境を整えて参ります。芸術・文化・スポーツ活動の推進については、スポーツ団体の全国大会出場者等への支援や、アーチェリー東北大会開催の支援を行って参ります。

第7は「町民の健康増進と福祉施策の充実に関する取り組み」についてであります。

まず、地域医療の充実に関しては、感染症対策や健診事業について医師会や三春病院等と連携し、保健、医療事業を効果的、効率的に展開します。予防事業では、インフルエンザ、ヒブ、肺炎球菌、成人風しんの各ワクチン接種助成を継続して参ります。町民の健康づくりに関しましては、疾病の早期発見、早期治療に結び付けるため住民健診の受診率向上を目指すとともに、にこにこ元気塾などを通して介護予防事業にも力を入れて参ります。

以上、平成26年度の主な施策と予算の概要について述べましたが、これらの事業に取り組む一般会計当初予算は、73億4,640万円であり、前年度と比較して5億7,920万円、率にして8.6%の増となりました。

放射性物質対策事業特別会計については、除染作業を実施するため、52億8,011万円を計上いたしました。前年度と比較して13億2,113万円、率にして33.4%の増となりました。

また、その他の4特別会計では38億2,421万円、4企業会計では15億3,155万円を計上したところであり、一般会計、特別会計、企業会計を含めた平成26年度の予算総額は、179億8,228万円となりました。

なお、これら予算の執行に当たりましては、内部管理経費の節減、事務事業の効率的な執行に努めることとし、全職員が一丸となり、連携を図り取り組んでまいり所存であります。

また、協働の観点からも町民や議会との連携に努め、町民生活の安全・安心を図り、町民が夢と希望を持てる豊かなまちづくりを進めて参りたいと考えております。

最後に、今定例会に提出いたしました議案についてであります。

「中郷地区仮置き場造成工事請負変更契約について」をはじめ、「職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について」など条例に関する議案が8件、「固定資産評価審査委員会委員の選任同意」の人事議案1件、「三春町生活工芸館に係る指定管理者の指定について」など指定管理関係議案5件、「平成25年度一般会計補正予算」、「平成26年度一般会計予算」など予算関係議案は17件で、計32議案となっております。それらにつきましては、配布いたしました議案書、議案説明書のとおりでありますので、慎重にご審議のうえ、全議案議決を賜りますようお願い申し上げます、新年度の所信と議案の概要説明とさせていただきます。

…………… 議案の質疑 ……………

○議長 日程第6により、会議規則第37条の規定により、提出議案に対する質疑を行います。

これは、議案第1号から議案第32号までの提案理由の説明に対する質疑であります。

議案第1号、「中郷地区仮置き場造成工事請負変更契約について」を議題といたします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

議案第2号、「職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

議案第3号、「三春町行政財産使用料条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

議案第4号、「三春町社会教育委員条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

議案第5号、「三春町子育て支援助成金条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

議案第6号、「三春町障害程度区分認定審査会の委員の定数等を定める条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

議案第7号、「三春町墓地条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

議案第8号、「三春町道路占用料徴収条例及び三春町法定外公共物管理条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

議案第9号、「三春町給水条例等の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

議案第10号、「固定資産評価審査委員会委員の選任につき議会の同意を求めることについて」を議題といたします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

議案第11号、「三春町生活工芸館に係る指定管理者の指定について」を議題といたします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

議案第12号、「三春町福祉会館に係る指定管理者の指定について」を議題といたします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

議案第13号、「三春ダム資料館物産展示室に係る指定管理者の指定について」を議題といたします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

議案第14号、「三春の里農業公園に係る指定管理者の指定について」を議題といたします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

議案第15号、「三春町定住促進住宅に係る指定管理者の指定について」を議題といたします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

議案第16号、「平成25年度三春町一般会計補正予算(第5号)について」を議題といたします。

歳入歳出全般について質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

議案第17号、「平成25年度三春町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)について」を議題といたします。

歳入歳出全般について質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

議案第18号、「平成25年度三春町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)について」を議題といたします。

歳入歳出全般について質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

議案第19号、「平成25年度三春町介護保険特別会計補正予算(第4号)について」を議題といたします。

歳入歳出全般について質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

議案第20号、「平成25年度三春町町営バス事業特別会計補正予算(第3号)について」を議題といたします。

歳入歳出全般について質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

議案第21号、「平成25年度三春町放射性物質対策特別会計補正予算（第4号）について」を議題といたします。

歳入歳出全般について質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長 質疑なしと認めます。

議案第22号、「平成25年度三春町宅地造成事業会計補正予算（第1号）について」を議題といたします。

収益的収入・支出全般について質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長 質疑なしと認めます。

議案第23号、「平成26年度三春町一般会計予算について」を議題といたします。

歳入歳出全般について質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長 質疑なしと認めます。

議案第24号、「平成26年度三春町国民健康保険特別会計予算について」を議題といたします。

歳入歳出全般について質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長 質疑なしと認めます。

議案第25号、「平成26年度三春町後期高齢者医療特別会計予算について」を議題といたします。

歳入歳出全般について質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長 質疑なしと認めます。

議案第26号、「平成26年度三春町介護保険特別会計予算について」を議題といたします。

歳入歳出全般について質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長 質疑なしと認めます。

議案第27号、「平成26年度三春町町営バス事業特別会計予算について」を議題といたします。

歳入歳出全般について質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長 質疑なしと認めます。

議案第28号、「平成26年度三春町放射性物質対策特別会計予算について」を議題といたします。

歳入歳出全般について質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長 質疑なしと認めます。

議案第29号、「平成26年度三春町病院事業会計予算について」を議題といたします。

収益的収入及び支出について質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長 質疑なしと認めます。

議案第30号、「平成26年度三春町水道事業会計予算について」を議題といたします。
収益的収入・支出及び資本的収入・支出全般について質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

議案第31号、「平成26年度三春町下水道事業等会計予算について」を議題といたします。
収益的収入・支出及び資本的収入・支出全般について質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

議案第32号、「平成26年度三春町宅地造成事業会計予算について」を議題といたします。
収益的収入及び支出全般について質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

…………… ● 議案の委員会付託 ……………

○議長 日程第7により、議案の委員会付託を行います。

ただいま議題となっております議案第1号から議案第32号までは、お手元にお配りいたしました議案付託表のとおり、各常任委員会に付託することに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、各常任委員会にそれぞれ付託することに決定いたしました。

なお、付託以外の議案につきましても、各常任委員会において審査されるようお願いいたします。

…………… ● 請願陳情事件の委員会付託 ……………

○議長 日程第8により、請願陳情事件の委員会付託を行います。

委員会付託に先立ち、請願1号「TPP交渉に関する請願書」が提出されておりますので、紹介議員の説明を求めます。

2番、渡辺泰譽君！

○2番(渡辺泰譽君) TPP交渉に関する意見書の提出についてですが、請願書の朗読をもってご説明に替えさせていただきます。

TPP交渉に関する意見書の提出について。

請願主旨。TPP交渉は、昨年末までの妥結を目指して進められてきたが、12月にシンガポールで開催されたTPP閣僚会合では、市場アクセス、知的財産、環境、国有企業などの難航分野で各国の隔たりが埋まらず、年内妥結を断念し、引き続き協議を続けていくこととなった。

安倍総理はじめ政府の主要閣僚および与党幹部は、国会および自民党による決議を守るとの交渉姿勢を堅持しており、両決議は実質的な政府方針となっている。今後とも国益をかけた極めて厳しい交渉が続くと予想されるが、政府はいかなる状況においても、現在の姿勢を断固として貫かなければならない。

他方、交渉が大詰めを迎えた今もなお、交渉内容について十分な情報は開示されないままである。TPPは、農林水産業のみならず、食の安全、医療、保険、ISDなど、国民生活に直結する問題であることから、国民に対する情報開示は必要不可欠である。交渉を主導してきた米国でさえも、自らの議会から情報開示を求められており、わが国でも早急に十

分な情報を開示すべきである。

よって、下記事項についての意見書を政府及び関係機関に提出くださるようお願いいたします。

請願事項。1、TPP交渉において、衆参農林水産委員会決議や自民党決議を必ず実現すること。2、TPP交渉に関する国民への情報開示を徹底すること。

以上であります。慎重審議のうえ、ご採択いただきますようお願いいたします。

○議長 ただいまの説明に対する質疑があれば、これを許します。

(異議なしの声あり)

○議長 請願陳情事件の委員会付託を行います。

請願陳情事件の委員会付託につきましては、お手元にお配りいたしました請願陳情事件文書表のとおり、各常任委員会に付託することに、ご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって請願陳情事件文書表のとおり、各常任委員会に付託することに決定をいたしました。

(議長！の声あり)

○議長 4番、佐藤議員。

○4番(佐藤弘君) 今、請願について紹介議員からの説明ということでしたけれども、いまだかつて請願の場合、紹介議員が壇上で説明をするなどということはなかったと思うんですが、それは日程上、説明というのがあるんですか。これはあくまでも、日程第8では委員会付託について、だけなんですよね、請願だけ説明をするということなんですか。紹介議員ですから。陳情であれば陳情者が来て説明をするということですか。本会議で。その辺が何か私の記憶ではないんで、今回特に何かあったのかどうなのか、質問をまずしたい。

○議長 説明については、佐藤議員の方で聞いた覚えがないということだったんですけども、ここで説明をした前例があります。それにのっとって今回ここで説明をしてもらいました。

○4番(佐藤弘君) 前例があったからうんぬんでなくて、やることになっているのか。議会、本会議の中でね。請願については、紹介議員が説明をすると、そういう項目になっているのかどうなのかだけお聞きをしたい。なっているということであれば、何もうんぬんということではないんですけども、ただなあってなくて前にあったからやるということであれば話しにならないので、規則的にやることになっているということなのか。

○議長 いまこちらで説明について調べておりますけれども、ちょっと暫時休議ということで、議運の委員さん、委員会室の方をお願いいたします。

暫時、休憩いたします。

…………… 休 憩 ……………

(休憩午前10時45分)

< 休 憩 >

(再開午後10時59分)

…………… 再 開 ……………

○議長 休憩を閉じまして、休憩前に引き続き会議を続けたいと思います。

○議長 先ほど、2番渡辺泰譽君より、請願についての説明を求めまして、説明をしてもらいましたが、これについての質問がありまして、いま別室で議会の運営委員長、ほか委員の皆さんと話しをして来ました。それで、今まで平成18年、その後にもここで請願の時に説明をしたことがあるという話しがやはり出ました。これが本当に規則に載っているのかというところで、話しが出てきておりましたけれども、これは慣例でやっているのではないかという話しもあります。それでこ

このところは、やはりはっきりさせなくてはいけないのではないかとということで、私の方から議会運営委員会の方に、このことについて協議するよう申し入れたいと思いますが、よろしいですか。

(異議なしの声あり)

……………・・ 散 会 宣 言 ・……………

○議長 以上で本日の日程はすべて終了いたしました。

これをもって散会いたします。ご苦勞様でございました。

(散会 午前11時01分)

平成26年3月4日（火曜日）

1 出席議員は次のとおりである。

1番 陰山 丈夫	2番 渡辺 泰譽	3番 影山 初吉
4番 佐藤 弘	5番 本田 忠良	6番 本多 一安
7番 儀同 公治	8番 渡辺 正久	9番 三瓶 文博
10番 佐久間 正俊	11番 小林 鶴夫	12番 橋本 善次
13番 鈴木 利一	14番 渡邊 勝雄	15番 佐藤 一八
16番 日下部 三枝		

2 欠席議員は次のとおりである。

なし

3 職務のため議場に出席した者の職氏名は次のとおりである。

事務局長 橋本清文 書記 近内信二

4 地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職氏名は次のとおりである。

町長	鈴木義孝
副町長	橋本國春

総務課長	佐久間收	財務課長	鈴木正人
住民課長	工藤浩之	除染対策課長	村田浩憲
税務課長	佐久間幸久	保健福祉課長	影山敏夫
産業課長	佐藤哲郎	建設課長	伊藤朗
会計管理者兼 会計室長	遠藤弘子	企業局長	増子伸一

教育委員会委員長	武地優子	教育長	遠藤真弘
教育次長兼教育課長	橋本良孝	生涯学習課長	滝波広寿

農業委員会会長	宗形義匡
---------	------

代表監査委員	大津茂
--------	-----

5 議事日程は次のとおりである。

議事日程 平成26年3月4日（火曜日） 午前10時開会

第1 一般質問

6 会議次第は次のとおりである。

（開会 午前10時）

…………… 開 会 宣 言 ……………

○議長 それでは、ただ今より本日の会議を開きます。

…………… 一 般 質 問 ……………

○議長 日程第1により、一般質問を行います。

一般質問は議会の申し合わせにより、質問席において一問一答により行います。

なお、本定例会からは、質問回数は制限を設けず、全体質問時間30分以内での時間制限で行います。

それでは、通告による質問を順次許します。

5番本田忠良君！質問席に登壇願います。

第1の質問を許します。

○5番（本田忠良君） 議長の許可を得ましたので、通告しておきました2件の事項について質問をさせていただきます。

最初に三春町町営野球場のスコアボード設置外について。

第1点目として、現在、貝山にある町営野球場にスコアボードがありません。以前は手作業によるものがありましたが、いつの頃から傷の痛みがひどく撤去されたようです。昨年、当球場で第11回東北少年軟式野球大会が開催されました。県内外から多くのチーム、その家族、そして野球ファンの方々が観戦に来られました。そんな中、途中から見に来た方は、今、対戦チームはもちろん何回まで進んだか、何アウトか、ボール・ストライクカウントも分らない、こんな立派な球場にも関わらず、スコアボードが無いのを残念がっていたそうです。

もし、スコアボード等が設置されれば、さらに、多くの大きな大会が行われ、町内を訪れる人も増え三春町を知ってもらえる絶好の機会ではないかと思われまます。

その良い例が一昨年から当町で開催され、今年も2月の7、8、9日と行われた復興支援全国高等学校選抜柔道錬成三春大会ではないでしょうか。全国の実力高校が集まり、24チーム選手184人、関係者を含めると約300名弱の方が来町しております。かなりの経済効果があったのではないかと思われまます。

そこで、平成26年度予算として体育施設の中に町民野球場スコアボード設置工事として、75万円の予算が計上されておりますが、どこに、どのようなスコアボードが設置されるのかお尋ねいたします。

第2点目として、昨年、球場除染に伴い水はけの悪かった内野も暗渠排水、土の入れ替え等によってずいぶん使いやすい球場になりました。

しかし、外野においては以前と変わりなく、三つのポジションにおいては、水溜りができやすい状態が続いております。そのため補修用としての砂がレフト、ライト側のフェールグラウンド側においてありますが、これは野球規則の規定違反に当たるのではないのでしょうか。これから、当球場で大きな大会が開催されればされるほど規則の順守が大切になると思われまます。

そこで、この補修用の砂はサード側からグラウンドに入る、現在変電所のある所とスタンドの間のスペースに砂置き場を作るべきと思います。さらには、ベース、ラインカー、砂を運ぶ一輪車等を置く収納庫も設置すべきと考えますが当局の考えをお尋ねいたします。

○議長 第1の質問に対する当局の答弁を求めます。

滝波生涯学習課長！

○生涯学習課長 5番議員の質問にお答えします。

町営野球場のスコアボードにつきましては、近年 利用者の設置要望があったため、平成26年度予算に設置工事費を計上しております。設置場所については、試合経過が選手・観客からよく見える場所として、バックネット裏を検討しておりますが、設置にあたっては町野球協会等と協議して参りたいと考えおります。スコアボードについては、地上から1.2mのところに、幅が2.5m、高さ80cm程度のもので、得点表示はマグネット表示のものを検討しております。

次に、町営野球場外野フェールグラウンドに置いておりますグラウンド補修用の砂につきましては、平成24年度に実施した野球場の除染並びに排水設備改修工事を受け、グラウンドコンディションが落ち着くまでの間、暫定的に置いたものです。改修工事から1年が経過し、グラウンドコンディションも落ち着いて参りましたので、グラウンド外に移したいと考えております。また、グラウンド整備用品の倉庫につきましては、野球場のベンチ脇の倉庫を整理する等、既存施設の有効活用を図ることで対応したいと考えておりますのでご理解をいただきたいと思ひます。

○議長 質問があればこれを許します。

本田忠良君！

○5番(本田忠良君) スコアボード設置に関しては、野球協会の方の話しを聞いて設置するということですので、ぜひですね、専門家、プロの、しょっちゅう野球をやっている方の意見を聞いてやって欲しいと思ひます。

それから、スコアボードの大きさなんですが、これは点数、得点表、要するにチーム名と得点表のみのスコアボードなんでしょうか。

それから、倉庫ですね、野球のベース、ラインカー等を置く場所なんですが、倉庫の脇ということなんですが、これはいつの時点までに整理するのをお尋ねしたいと思ひます。

よろしくお願ひします。

○議長 当局の答弁を求めます。

滝波生涯学習課長！

○生涯学習課長 ただいまの質問で得点版の内容ですが、幅2.5m、高さ80cm程度のもので内容は、チーム名と9回までの得点と合計点が入るスコアボードになっております。アウトカウント等は表記しないものであります。

次にグラウンドの砂とベンチ脇の倉庫ですが、ただいま冬期間ですので3月末、4月の試合が始まる前に早急に行いたと考えておりますのでよろしくお願ひいたします。

○議長 質問があればこれを許します。

本田忠良君！

○5番(本田忠良君) スコアボードなんですが、これは2.5mの0.8mといいますと、バックネットの下の見えない部分から当然、ネットの部分の上に取り付けると思ひますけれども、だいたい位置としてはどの辺に置くようになるんでしょうね。それとある程度高くしないとだめだと思ひますので、多分足場とか何かも作る予定になっているんでしょうか。

お願ひします。

○議長 当局の答弁を求めます。

滝波生涯学習課長！

○生涯学習課長 お答ひいたします。

スコアボードの設置位置につきましては、先ほど答弁したとおり、町野球協会と慎重に協議して参りたいと考えております。スコアボードにつきましては、基礎を含めての工事になっておまして、全体で高さを2mに予定しておりますが、場所につきましてはグラウンドのバックネット裏で皆さんが来て見える位置ということで検討して参りますので、ご理解をいただきたいと思ひます。

○議長 質問があればこれを許します。

(ありませんの声あり)

○議長 第2の質問を許します。

○5番（本田忠良君） 次の質問に移らせていただきます。

三春町野球協会及びソフトボール協会の審判員に対する町からの支援外についてであります。最初に、現在は新三春中学校の校庭になっていますが、以前はソフトボール協会がCコート・Dコートとして使用しておりました。中学校が開校してからは、その使用が出来なくなったわけですが、代替地としてどこか使用場所等の指示はあったのかお尋ねいたします。

次に三春野球協会及びソフトボール協会の審判員の方々も、社会の高齢化の波と同じく、平均年齢も高くなって来ております。試合が土曜、日曜に集中しているからか、若い方の後継者がいないのが現実なところですが、また、審判員が実費で揃える制服、野球は約3万円、ソフトにいたっては約12万円掛かります。これらも影響しているのではないのでしょうか。

近い将来、三春町内において、野球の試合はもちろん、年に一度の町民ソフトボール大会の開催も心配されます。

審判員の制服の支給、両協会に対し三春町体育協会からの補助金の増額等を考えるべきと思いますが、当局の考えをお尋ねします。

○議長 第2の質問に対する当局の答弁を求めます。

遠藤教育長！

○教育長 2点目のご質問にお答えいたします。

三春中学校の建設でC・Dグラウンドが校庭となったことにより、利用者にご不便をおかけすることとなりましたので、閉校となりました中学校の体育施設や小中学校の体育施設の利用を斡旋することで、対応して参りました。

次に、野球協会及びソフトボール協会審判員の方々への支援についてお答えいたします。

町でも、各協会審判員の平均年齢が高くなり、後継者不足に悩まれていることは承知しており、各協会加盟団体に後継者確保についてお願いしているところです。各協会においても、審判講習会等を開催し、後継者の育成を図っていると聞き及んでおります。

町としましては、町のスポーツ振興策の一環として、体育協会・スポーツ少年団に対し、これまで毎年支出して参りました補助金に加え、新たに平成26年度予算で活動交付金を計上したところです。この交付金は、会員や団員募集の経費、対外試合への選手派遣費等、各スポーツ団体の活動が活性化するために必要な経費に充てていただくことを想定しております。各体育協会加盟団体における共有物品の購入についても、体育協会でご検討していただくよう協議したいと考えております。

町としましては、町民の健康増進の観点から、スポーツの役割を重要視しておりますので、今後とも各協会と連携を密にしながら、スポーツ振興に努めて参りたいと考えております。

○議長 質問があればこれを許します。

本田忠良君！

○5番（本田忠良君） まず、第1点目なのですが、Cコート・Dコートとして使用してきましたが新三春中学校の校庭ということで使えなくなったということで、その代替地としてどこを指定したか教えていただきたいと思っております。

それからですね、体育協会からそれぞれのソフトボール協会・野球協会に対して毎年いくらの補助金を出しているか。それと、逆にソフトボール協会・野球協会の方から体育協会の方に負担金として納めている金額もあったはずなのですが、その金額が分かれば教えていただきたいと思っております。

○議長 当局の答弁を求めます。

遠藤教育長！

○**教育長** CDグラウンドに代わるところでございますが、先ほど指定という言葉がございましたけれども、指定はしておりませんで、斡旋をしております。結果ですね、今年度のことを今のところ申し上げますと、多くはですね、ABグラウンド、下の大きなところですね。あそこを使っております。その次に多く使っているのが、旧桜中学校の校庭でございます。その次に使っておりますのが、御木沢小学校の校庭ということになっておりまして、その大会の大きさとか練習試合とか、そういうことによっていろんなところを使っているということになっております。

それから、補助金の事でございますが、補助金は22万円でございます。26年度はですね、交付金につきましては、体育協会につきましては約3倍の69万円、スポーツ少年団に対しましては約6倍の約130万円を計上してございます。

それからですね、各協会からの負担金と言うのでしょうかね、それにつきましては、ちょっと私ははっきり確認しておりませんので、後ほど議員さんにお伝えしたいというふうに思っております。ほぼ22万円に近い額だったかと思っております。

○**議長** 質問があればこれを許します。

本田忠良君！

○**5番（本田忠良君）** ただいま補助金として数字が22万、69万、130万という金額が出たんですが、これは三春町のいろんな協会に対する全体の金額ではないのでしょうかね。野球協会とソフトボール協会に対する補助金はいくらかちょっと知りたいんです。

以上です。

○**議長** 当局の答弁を求めます。

遠藤教育長！

○**教育長** 議員さんの言われるとおりですね、今は協会に対する金額を申し上げております。協会の中でですね、いろいろ協議をしてですね、活動状況によって配分をしております。その配分の中身につきましては、私いま存じ上げておりません。申し訳ございません。確かに全体として協会としてスポーツ少年団として差し上げているという現状でございます。

○**議長** 質問があればこれを許します。

本田忠良君！

○**5番（本田忠良君）** 通告しておかなかった私の方もちょっと問題なのかなと思いますけれども、私がちょっと調べた範囲では、体育協会よりソフトボール協会が補助金を頂いているのは年間3万2千円。野球協会の方は年間4万7千円を体育協会の方から頂いていると。それで、負担金を逆に体育協会に納めているのは、それぞれの協会が20,000円ということでございました。そうするとソフトボールは実際頂いているのは、補助金を頂いているのは12,000円、野球は27,000円ということになるわけなんです。そこでなんです、ソフトボール協会の方はですね、10大会年間なんです。130試合、野球は8大会104試合。これはみんな町内の大会に限るわけなんです。そうするとソフトボールにいたっては1試合92円の補助金、野球は259円の補助金しか頂いていないと、一試合に換算しますと。これでは補助金と言えないのではないかなというふうに思いますが、どういうふうに考えているかお尋ねいたしたいと思っております。

○**議長** 当局の答弁を求めます。

滝波生涯学習課長！

○**生涯学習課長** ただいまの質問にお答えいたします。

体育協会並びにスポーツ少年団におきましては、現在補助金として22万円を交付しており

ます。体育協会におきましては、補助金の外に現在負担金といたしまして、2万円を徴収しており、それを合せて自主財源として活動しているところであります。体育協会において、実績により各協会の方へ交付しております助成金としましては、基本額を設けましてそれ以外に試合ないし事業を行う実績に応じて交付額を算出し交付しているところでございます。試合数によって異なるところもございますが、町大会や練習試合等を含めて交付しておりますので、必ずしも試合数に合せた交付額とならないところもございますので、ご理解をいただきたいと存じます。

また、先ほど教育長が申しあげました交付金の体育協会並びにスポーツ少年団への69万円や百数十万円の額につきましては、26年度新たに交付するもので、その使用方法については各協会の方に今後協議して参る考えを持っております。その中で活動を活性化するために共有備品の購入や大会の参加費、また団員募集の広告費等に充てていただくように考えているものでございます。

以上でございます。

○議長 質問があればこれを許します。

本田忠良君！

○5番(本田忠良君) 昨日の町長の所信表明にもありましたけれども、スポーツ振興を図るということをやったおりましたけれども、ぜひですね、これから三春町のスポーツ、今まではどちらかというと文化の方に走っていたというイメージが強いもんですから、ぜひスポーツの方にも力を入れていただいて、補助金等の増額を考えていただけるようお願いを申しあげまして私の質問を終わらせていただきます。

以上です。

○議長 6番本多一安君！質問席に登壇願います。

第1の質問を許します。

○6番(本多一安君) それでは議長よりお許しをいただきましたので、順次質問をして参りたいと思います。

まず、最初に今回の大雪によって多くの町民そして被災をされ三春町に住んでいる皆さん方、更には農業関係者、各種団体、生まれた子どもさんから高齢者の皆様方まで、今回の災害については被災をされたと私はこのように思っておりますので、心からお見舞いを申し上げたいと思います。

今回の大雪は、一週間という間において二度降雪しております。約1mくらいだと思いますが、これは昭和55年に匹敵する大雪だったんだらうとこのように考えてございます。今もご覧のとおり雪が残ってここ一週間は、皆さん本当に除雪を含めてですね、心を痛めて生活を今もなおしていると、こういう状況下の中にあろうと考えてございます。

そこで、私は昨年9月定例会の中で、「大雨についてその危機感を持ってしっかりと対応すべきである。」と申しあげました。5ヶ月でございます。誠にその対策が取れなかった事、残念であります。そこで、9月の定例会の中で質問をしたものがここにございます。災害時の初動体制と対応について、14点にわたり質問をいたしました。あまり質問事項が多くてですね、深掘り出来なかったものですから、今回は絞ってみました時間が制約がございますので、出来るだけ深掘りをしてみたいと思いますし、同時に町民の皆さん方の代弁者としてしっかりと議論をして行きたい。このように思っております。

なお、同僚の議員さん方がそれぞれ質問をするようでありますので、基本的な部分のみを質

問して参りたいなどこのように思っております。よろしくお願いを申し上げます。

そこで1件目の災害時の初動体制とその対応について。まったく同じ表題で質問をいたします。

1番として、警戒体制とは何か、その内容を伺いたい。このように思います。私たち議員のところに、私のところには2月の15日16時46分、いわゆる午後4時46分にファックスが届きました。読んでみたいと思います。2月14日から15日大雪に係る警戒体制について。標記について、本日16時に関係者が招集され、警戒体制が取られました。会議内容については以下のようなものです。被害状況については別紙のとおり。被害が別紙で送られて来ております。独り暮らしの高齢者等の対応、社会福祉協議会と保健福祉課の協力により安否確認を行う。三つ目、防災無線による注意喚起、全業者が除雪のため出動中であり、順次進めているが大雪のため時間を要していることから、お待ち願いたいとのこと。なるべく家を出ないように除雪をする場合には無理をしないように軒下、雪の落下に注意するように、家事を出さないように、こういうことをごさいますけれども、警戒体制とは何でございましょうか。その意味、内容、目的を伺いたいとこのように思います。

2として、今回の今回の大雪に対して災害対策本部を設置しなかったその理由について伺いたいと思います。

3つ目、消防団の管理者である町は、消防団や自主防災会などに出動要請、協力依頼を行ったのか伺いたいます。

4点目、今後の災害調査はどのように行なうのか伺っておきたいと思います。

○議長 第1の質問に対する当局の答弁を求めます。

佐久間総務課長！

○総務課長 お答えを申し上げる前に、まず初めにですね、この度の大雪により被害を受けられた方々に心からお見舞いを申し上げたいと存じます。

それでは、お答えを申し上げます。まず、1点目の警戒体制についてであります。町全域にわたり気象警報が発表され、大規模な災害の恐れがあるとき、または切迫したときに、関係各課の人員を配置し、情報収集・連絡活動を強化し、現場警戒や必要に応じて住民広報、災害応急措置を実施するとともに、事態の推移により直ちに災害対策本部設置などの非常体制に移行できる体制であります。

次に2点目の災害対策本部設置についてであります。災害対策本部の設置基準は、警報が発表され、甚大な被害が発生したとき、または甚大な被害が発生する恐れがある時であります。今回は、15日に警戒体制配備、それから大雪対策会議を開催し、停電や倒木等の被害状況の確認を行うとともに、引き続き除雪作業を実施すること、それから、ただいまお話しがありましたように高齢者の安否確認、自主防災会との連絡体制の構築、防災行政無線により随時、町民への情報提供を行うことなどの対策を講じ、関係機関との連携を図りながら、状況に応じた体制をとっておりましたので、大雪への対応が可能であると判断し、今回は災害対策本部を設置しなかったものでございます。

次に3点目の消防団などへの出動要請、協力依頼についてであります。警報が発表された際には防災メールによってですね、各消防団員へ地域での警戒を促すということとともにですね、消防施設、屯所等の点検・管理に万全を期すよう依頼してございます。具体的な出動要請は致しておりませんが、各分団の判断において大雪への警戒対応にあたっていただいたところでございます。

また、自主防災会には、電話で代表区長さん方にですね、連絡をとりながら、地区内において災害発生のおそれがある場合や被害状況の把握などについて協力をお願いしたところがございます。

次に4点目の今後の災害調査についてでございます。すでに農業施設等につきましては、農協等を通じてですね、調査を実施しているところでございます。今後は地区の自主防災会や関係機関に協力を仰ぎながら調査を進めるとともにですね、災害復旧支援等の必要な措置を講じて参りたいというふうに考えてございますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長 質問があればこれを許します。

6番、本多一安君！

○6番(本多一安君) まず、第1点目であります、警戒警報が出されて警戒体制をとったと、その内容等についてもお答えがございましたけれども、2月の15日4時、福島県気象台が発表した雨の降水量と言いますか降雪量なんです、降水量で表れたものがございます。これを見ておきますと、15日の2時、朝ですね。2時から3時に本格的に降り始め、夕方15時、いわゆる態勢をとる1時間前までがピークで4時頃からは、いわゆる雪が小康状態に入った。集まって体制を取ったのは4時なんです。その頃、町民の皆様方は家を出るも入るもならない状態の中で危機感を持って生活をしなければならない状況下の中にあつた。この時に警戒体制、どうも納得がいかない。そして、昨年のお秋ですかね、よく私も分かりませんが、いろんな災害がゲリラ豪雨等もあって気象警報が発表された場合に、それぞれ市町村がその責任の重さを感じながら対応しなければならなくなつた。同時に住民もしっかりとそれを認識をして行動しなければならなくなつた、ということをお町が示しているんですね。そこで、警報が出ればもっともっと対応、我々の行動というものは重いものでなかつたのではないかなということでございます。要は、警報を出している時点でない。警報というのは、14日前の日の夕刻から雪は降り始めました。その時に警戒体制を取れ、出ようが出まいがですよ、警報が。そして、しっかりと情報を収集をし、お互いに情報を共有しながら万全の対策を取る。これ9月の定例会の時、そう答弁しているんですよ、町側は。これが、極々当り前、自然の姿であつて、15日の朝には「大変だ」と「これはただちに本部を設置してやらなければならない」。こういうふうになつて行くのが普通の流れだろうと私は考えておりますが、お考えがありましたらお聞かせをいただきたいと思っております。

それから、災害対策本部の設置がなかつた。これもただいま申し上げましたように、9月の時には「今回の大雨を検証しつつ、しっかりと町民と向き合つた中で万全の対策を取って行きたい。緊張感をしっかりと持って対応して行きたい。」というご答弁でございましたが、今回、簡単に言うと作る必要がなかつたと判断をしたんでしょう。それ以外には答えはない。必要がなかつたと判断をする根拠、分かりません。これだけ多くの皆さん方が、私は全住民が被害を受けたと思つている。非常事態発生、やもすれば原発事故の起きたよりも実際我々は心配をしたかもしれません。3. 11、あと1週間です。その時にどのような行動を取つたのでしょうか。11日の2時46分に大震災が発生をし、3時30分には災害対策本部を設置し、そして第1回の災害対策会議を開いて、ただちに明日には、午前中に自主防災会の皆様方にお集まりをいただいて即座に各地区7ヶ所に災害対策本部の設置を願つた。そして、我々議会もその要請があり、それぞれの議員の皆さん方にお骨折りをいただいて、それぞれの災害対策本部に張り付けをし、多くの皆さん方のご協力をいただいてあの難局を乗り越えた。ここにいる大半の皆さん方は、その経験をしているわけですよ。なぜ最近そういうことができないのか。

災害に慣れてしまったのですか。災害に慣れはありませんよ。こういうところにその隙があったのではないかなというふうに思っております。思いのたけを話しますから、ちょっとずれるかもしれませんが、その時の答弁でこうも思っております。私は、要は災害に対する気構えだと、緊張感だと、いくら立派な庁舎を造ったって気構えがなければ態勢は取れないと私は申し上げました。まさにそのとおりだと答えているんですよ。庁舎の一番の目的は「安全安心を獲得するために一朝有事何かがあったならば町民の生命、財産を守るために庁舎を建てたいんだ。」と町長は言っているんですよ。基本計画の1番にあったでしょう。そんなことでは私はないと思うんです。庁舎があろうがなかろうが、3月1日に立派に災害対策本部を作って「全国から危機管理のしっかりしている町」と評価されたんですよ。なぜ、出来なかったのか。いわゆる今回の大雪は災害ではない。こう断定をしたということがここに明白になったということ以外には私は言いようがない。500年記念事業で三春町町民自治基本条例を作りました。共に協働の精神で。今日の朝、出て来る時にNHKの8時から、「ごとうさん」という朝ドラがやってました。ちょうど戦時中のことでございます。空爆に遭ってみんなで協力しあって働き助け合い、協働の精神そのものが共助に繋がっていくわけでありますから。そういうことをもう一度やはり、思い起こしていただきたいなと思っております。

3点目、釈迦に説法でございますけれども、消防組織法という法律がございます。その中で第1条に「生命、身体、そして財産を守る。いかなる災害からも」ということで消防が組織をされ、それを受け市町村は「消防を組織しその管理に当たらなければならない」と謳っております。その点から言って、先ほど出動要請をかけた。それは、各分団、メール等を送ってそれぞれお願いをしたという答弁でありますけれども、管理者としてこの辺をどう感じているのか。責任を持たなければならないんですよ、町は。お答えをいただきたいと思っております。

被害の調査方法、これはさっそく被害の調査をしたようでありますけれども、何をしているのか分からない。例えば、雨も雪も地震も全て同じ考え方で対応している。分かるでしょう。新聞見ていれば。農業被害だけでも1億から5億になり、5億から今日の朝の新聞では約8億2千万円ですよ。どんどん増えてきている。こんなもの雪が消えなければ調査ができないでしょ。雨が降って終われば直ちに調査に入れますけれども、調査をやっているところでない。対策も取らないで調査はない。雪の場合はまず除雪をし、しっかりと我々の生活をしっかりと支えるという部分の対策をまず取らなければならないと私は考えております。しかし、調査をしましたので、これから先ほど答弁があったように今後も関係機関と調整を取りながら調査をして行くというご答弁でありますので、落ちのないように、おそらく雪が溶けるのは3月中旬になってもまだ残るでしょう。しっかりとどのような方法が良いかも含めてですね、漏れのない調査をし、そして今回のこの何十年ぶりという大雪の資料としてしっかりと残していただきたい。このように考えております。

以上、お答えいただけるものに対してはお答えをいただきたい。このように思います。

○議長 当局の答弁を求めます。

副町長！

○副町長 ただいまの再質問にお答えいたします。

先ほど総務課長の方から答弁したんですけれども、もう少しですね、災害対策本部を設置しなかったと言いますか、結果的に設置しなかったんですけれども、それらの経過について若干説明をさせていただきたいと思っております。まず、今回の大雪のですね、14日から15日の前の一週間前ですね、2月の8日9日にも雪が降りましてその時はですね、役場前で積雪が約50cmでありました。50cmの雪でですね、町内の業者、関係者の努力でですね、14日まで

にほぼ道路については除雪が完了できたというふうに考えておりました。14日から降り始めた雪に対してですね、14日の夕方から町の方からは各除雪機関に対しては町ですね、除雪の一つの指針であります10cmから15cmに達した時点で除雪態勢に入っていただきたいというお願いをしております。15日のですね、対策会議、4時からやっただけですけどもその時点では役場庁舎前の積雪が42cmでありました。一週間前までに行かなかったために、確かに場所によってはそれ以上の積雪があった場所もあったとは思いますが、その時点では4時半まで会議をやりまして、もう少し様子を見ようということで引き続き除雪に対しては対応をして参りました。一方ですね、今言われた大雪の警報なんですけれども、三春町に対しては15日の6時48分に大雪警報が発令されました。会議が終わって間もなくですね、17時12分に大雪警報は解除されました。解除されたからそれで良いというもんではありませんけれども、その時点で県内46市町村に発令されていた大雪警報が解除されたために、ある意味でですね、ちょっとほっとしたということはいなめないと思います。それとですね、災害対策本部に代わるですね、同じメンバーで対策会議を講じてやっただけであえてですね、解除になった段階で本部にしなくても良いんじゃないかという判断をいたしておりました。またですね、これはあくまでも参考なんですけれども、46市町村で警報が発令されてその段階で近隣でもですね、そこまで取られた市町村がないということもあってですね、災害対策本部は設置しなかったけれども、ただ除雪については業者さんなり、関係者の努力によって精一杯努めてきたということをまずもって報告させていただきたいと思います。

あとですね、消防団に対してとか自主防災会に対する要請についてはですね、その団体のトップの方々にもお集まりをいただいて、会議ではいろいろ検討していただいて、それぞれの団体ごとにですね、対応してくださるということだったんで、あえてそれ以上のことは取らなかったということでもあります。

またですね、昨年の9月の災害と今回の災害を踏まえてより一層ですね、その辺の対応については認識を新たに対応して参りたいと思いますので、ご理解をお願いしたいと思います。

以上であります。

○議長 質問があればこれを許します。

本多一安君！

○6番(本多一安君) 時間が早いもので13分で終わらないといけなくなってきましたけれども、今の答弁、まったくなくてない。

まず、近隣町村ではそういう処置を取らなかったということは単なる言い訳。それから、雪が50cm、その次42cmといま言ったけれども、そういう次元の話ではない。業者に依頼をした。災害対策本部を作った同等の仕事をしたと思っている。その考え方がおかしいと思うんですよ。たし算をしていないでしょう、たし算を。先ほど言ったでしょう。雪は消えないんですからね。一週間前に50cm降った。それから以後ずっとマスコミは言っているんですよ。

「また降るよ、また降るよ、また降るよ」と。町民だって大変だ、大変だっていたんですよ。建設課は14日の夕方、全業者に依頼をしました。業者はそれよりも前だと思えますけれども、全て除雪が出来る態勢を取って、建設課から連絡を受け明朝から掃いていただきたいと指示が出ました。業者も動きましたよ、みんな。それぞれ、担当課の人たちも動きましたよ。前の50cmの雪が道路脇にあったために除雪がスムーズに行かなかった。重い、量も多いそういう状況の中で悪戦苦闘した。これが現実。だから、50cmと42cmを比較すること自体が雨ではないんですから、たし算が必要なんです。だから、こういうところもおかしい。それから、県は例えば警報を出したとか出さないとか、町長がどうだとかこうだとか、そういう次元の話

ではない。警報を出さなくても当然、注意喚起というのは14日からやらなければならない。他の町村で作らなかったから我家の方は良いんだ。そんなさげのないうことでは三春町はだめなんだろうと思う。そういうことが先ほど言ったように他の町村はかまわないで、という話はないですけども、他の町村でやらなくても勇気と決断を持って三春町はヨウ素配付までしたんですよ。命を懸けて。高く評価をされたじゃないですか。そういうところに私は全て危機感がないと、このように思っています。

時間がありませんので、何か発言があればお願いをいたしたいと思えます。

○議長 当局の答弁を求めます。

ありませんか。

答弁がないようなのでこれでこの質問については終了といたします。

○議長 第2の質問を許します。

○6番(本多一安君) それでは、第2の質問に移ります。

新聞報道についてでございます。読んでみたいと思えます。毎日新聞2月21日付けの地方版に、「豪雪の日、町幹部らは宴会、祝賀会で飲酒役場に職員数人残し」という見出しで新聞に報道がされました。『東日本で記録的な豪雪が続いて16日午後、三春町の鈴木義孝町長をはじめ大雪対策に当たる総務課長ら町の幹部職員や消防団幹部ら約100人が3時間にわたり飲酒を伴う宴会に出席していたことがわかった。宴席は、橋本善次・三春町消防団長が昨秋、藍綬褒章を受章したことを受けた祝賀会。16日午後1時から同4時ごろまで町内のホテルの宴会場で開かれた。ある町民は毎日新聞に「大雪で道路事情が混乱する中、本来なら陣頭指揮をとるべき立場の町長らの危機意識のなさにあきれ」と批判の声を寄せた。町総務課の担当者は「除雪作業は業者と調整しており、役場に2、3人の職員を残し、非常時には幹部が即応できるように連携しており、会の延期は考えなかった。飲酒量も業務に支障をきたすほどではなかった」と話している。鈴木町長は書面で「15日に大雪への対策会議を開き高齢者の安否確認、防災無線による注意喚起をした。祝賀会場は庁舎に近く、対応可能と判断した」とコメントしている。』とこのように書いてありますが、事実なのかお伺いをいたしたいと思えます。

例えば、このことが事実だとすればこの報道を知った時点でどう思ったのか。また、今日にいたるまでどう感じているのか。お伺いをいたします。

○議長 第2の質問に対する当局の答弁を求めます。

鈴木町長！

○町長 2点目の質問にお答えする前に、この大雪によって被害を受けられた方々にお見舞いを申し上げたいと思えます。

2点目の新聞報道についてであります。この祝賀会は、消防団長が昨年秋に褒章を受章されたことに伴い、そのお祝いのため消防団幹部が発起人となり、2月16日午後1時より町内で開催されたものであります。この祝賀会に町幹部の一部が出席したこと、また、全員ではありませんが、飲酒したことも事実であります。

次に報道についてどう感じたのかということですが、祝賀会の当日も、引き続き除雪作業や被害状況を把握するため職員を配置するとともに、大雪への対策について指示を出し、また、祝賀会の会場も庁舎に近く、万一の場合も対応可能であるものと判断し、祝賀会への出席を決めたところであります。そして、町役場や関係機関と常に綿密に連携を図りながら大雪への対応に努めておりましたので、祝賀会への出席につきましては、ご理解をいただけるものと考えておりました。

次にその後、どう考えるのかとこういうことでありますけれども、今は被害を受けたパイプハウス等の一日も早い復旧のための支援対策をまとめて、農家の皆さん方に年度早々ですね、できるだけや早く農作業に取り組めるようにしなければならない。このことを考えております。

以上であります。

○議長 質問があればこれを許します。

本多一安君！

○6番（本多一安君） それでは、内容について聞きたいし意見を申し上げるくらいでもう終わりなのかなと思いますが、まずですね、この内容について指摘をしておきたいと思います。先ほどから全て「除雪は業者と調整をしたから問題ないですよ」、みたいな話がございます。まさにそのとおり書いております、ここに。それから、役場に2、3人の職員を残し。みんな一般の家庭は家族総動員で雪掃きを、たまたま16日は日曜ということで、多くの町民は家の周りを掃く、業者はもう朝早くから夜遅くまで除雪をしている。その中で2、3人の職員を残してやっているというその態勢、非常に問題だ。さらに、「飲酒量も業務に支障きたすほどではなかった」。それじゃちょっと酒飲んで仕事をやるのは良いのかという話しなんです。こんなこと良いわけがない。こういうコメントを出すこと自体が、まさにその緊張感というか、その希薄さがここに表れていると私は思う。それに追い打ちをかけてですよ、町長は書面ですよ、書面。書いて出したんでしょこれ。先ほどから言っているように議論しているように注意喚起をする。注意喚起をしているところではないんですよ。15日は、「注意しましょう」と言っているところではない。この辺が、まったくだめだ。挙句の果てに「祝賀会場は庁舎に近く、対応可能と判断した」と、遠いとまずくて近くだと良いんですか。そんな理屈が成り立つわけがない。と私は思うんです。近い遠いの問題ではなくて、それから実際にま答弁があったようにこれから対策をしっかりとして行く。そんなのは当たり前なことなんです。ここ入れるのであれば、こういう問題が起きたこと自体が恥とすべきことである。町民の皆さん方に大変申し訳なかった。詫びの一つもない。ここが問題だと私は言っているんですよ。災害対策本部であれ、何であれ、要は作って対応しているんだというそういう姿勢を見せることが町民にとっては安心安全いわゆる心の部分で支えになるんです。世の中が良く進んでいる時は誰も町なんかあてにしませんよ。みんな自分のことは自分でやろうと思っているんです。いよいよ困った、災害が起きた、そういう時にこそ町行政を頼り、そのために町行政があるんじゃないですか。ここが私は非常に残念でならない。町長には大変申し訳ございませんけれども、私は騒ぎ過ぎるかもしれません。ただ、私の考えありますよ。リーダーになるべき人は絶えず頭の中でいろんなことをイメージし、時には空想までも描いて、こういうことが起きたらどうしよう、あういうことが起きるんじゃないか、どう対応しよう、これ最低限の資質条件だと私は思っているんです。だから、3月11日の時にあれだけの経験をした。あの時は鈴木町長、あなたその者でございます。あれだけの名リーダーシップをとった町長が、なぜ最近とれないのか。おかしいと思います。

残り3分です。これからの対応でありますけれども、ご案内のように今度は気象衛星が先般打ち上がりました。雲の中まですべて透けて通って、いつどこにどの程度の雨や雪が降るだろうということが想定されるそういうすばらしい衛星のようでございます。TPMというそうでもありますけれども、人間でいうならばCTスキャンですよ。すべて中がお見通しというやつ。それが今年の秋からいよいよ運用を開始すると。そうすると我が町にもいつどのような雨が降

る、雪が降るといふ情報がどんどん入って来る。的確な対策もとれる。こういうことに繋がって行くんだろうと思います。しかし、いくらそういう機械が、衛星が発達しても要はそこに対する心構えといふものが私は大事なんではないかなといふふうに思いますので、ひとつ今後ともご検討いただきたいとこのように思っております。

時間がチーンと鳴りましたから1分表示になっておりますので、最後に一つだけ聞いて終わりたいと思いますが、今回のこの一連の流れを見ておまして、私は耳を疑ったり目を疑ったりすることばかりでございます。誠に残念至極といふのがこういうことなのかなと思っておりますが、16日いわゆる災害対策本部も作らずあのような状態におちいり、そして消防の皆さん方を巻き込んで、田村地方も巻き込んで、小野町までですよ。あのような判断をしたといふのはけしからんと私は思っておりますが、町民の皆様方の中で同日夜、町長の後援会の集会があった。そこで、また酒を飲んでいたのではないかといふ話しがちらほら出ているようでございます。私はまったく分かりませんので、お聞きをいたしますけれども、やったのかやらなかったのかだけお聞きをして私の質問を終わりたいと思います。

○議長 今の飲酒ということで、執行側の方に質問するということで良いですか。

それでは当局の答弁を求めます。

鈴木町長！

○町長 6番議員のおっしゃることも十分理解できます。今回の豪雪、豪雪に限らずですね、近年非常に異常気象が、私ども想像を超える異常気象が発生しているわけでありまして。これらの対策については、常に講じておかなければならないといふのもごもっともな話しであります。今回の豪雪はですね、昭和55年の豪雪以来の豪雪だとこのように感じました。雪の量、それから雪の重みですね、水分を多く含んで人力であつてもなかなか雪掃きができないほどの重みを感じました。今回いろいろご指摘をいただきましたけれども、今後ですね、今回のこのような経験、教訓を今後どう活かすべきなのかと、こういうことを考えまして、過日除雪に携わっていただいた業者の皆さん方にお集まりをいただいて、いろいろ意見や要望等を聞かせていただきました。それから、町内の区長会長さんですね、自主防災会長さん方にお集まりをいただきまして、自主防災会会長としての立場での今回の豪雪に対するいろいろ反省、そして要望等をお聞きをいたしました。このような方法をとったのは、今回が始めてであります。それだけ今回の豪雪に対する反省、検討の重要性、そしてしっかり総括をして、今後に対応して行きたいと、こういうふうな考えを持ったからであります。その中でいろいろ出ました件をですね、今後思い切って、今回のような大雪、豪雪に見まわれた場合の対策として思い切った対策を講じて参りたいと、今そんな思いを強くしているところであります。ということでご理解をいただきたいと思っております。

それから、16日の夜の会合につきましては、実施をいたしました。

以上であります。

○議長 14番渡邊勝雄君！質問席に登壇願います。

第1の質問を許します。

○14番（渡邊勝雄君） 議長の許しを得ましたので通告しておきました事項について一般質問をいたします。

質問の前に東日本大震災から間もなく3年になります。今町の重要課題は何か案ずるものがあります。原発事故による除染対策であり、昨年12月には行政、議会、また全町民の先進的な取り組みにより、よその市町村にはまねのできないすべての地域に仮置き場が決定したこと

であります。このことは、私は高く評価するものであります。原発事故による不安を一刻も早く払拭し安全で安心して暮らしたいという全町民の総意の表れであり、まさに協働のまちづくりであります。あと残されたことは、放射線の対策、もちろん除染作業対策であります。また、風評被害の対策、すべての放射線に対する対策であります。その加速であると思います。もちろん、復興の加速も加わります。全町民を挙げてこの安全で安心して暮らしたいという思いの加速を進めて参りたいと思うのであります。私は議員になってからいつも思うのであります、行政や政治は誰のためにあるのかと、全町民の幸せのためにあるのだとそう思っております。今回のブータンの交流もブータンの国は世界一幸せの国だと報道されておりますが、それを実現したいという思いで2回目の今回の交流になったと私は思っております。どうか町民を挙げて一番幸せな町づくりに私もがんばって行きたいと思っております。

それでは、本日は4点について伺って参りたいと思います。

1点目ですが、4月の消費税率引き上げに際し、支給される簡素な給付措置、臨時福祉給付金について伺って参りたいと思います。

簡素な給付措置いわゆる臨時福祉給付金であります。その目的について尋ねたいと思います。

次に支給対象者となる内容について、これは高齢者が多いのでわかりやすくなおかつ詳細に尋ねたいと思います。

また、支給の申請手続き、申請の時期についても詳しくお願いしたいと思っております。

○議長 当局の答弁を求めます。

佐久間総務課長！

○総務課長 ただいまの質問にお答えを申し上げます。

臨時福祉給付金につきましては、ご案内のように4月から消費税が5%から8%へ引き上げられることに伴いまして、所得の低い方々の負担を考慮してですね、暫定的・臨時的な措置として給付金を給付することを目的に設けられた制度でございます。

給付の対象となりますのは、平成26年度分町民税が課税されていない方ということになります。ただし、その方がですね、課税されている税金がかかっている方の扶養となっている場合は給付の対象とはならないということでございます。また、生活保護を受けている方についてもですね、保護費の改定によりまして対応されますので、臨時福祉給付金の対象とはなりません。

給付額につきましては、対象者一人当たり1万円となっております。なお、加算金としてですね、65歳以上の方の老齢基礎年金等の受給者や児童扶養手当の受給者にあつては、一人につき5千円が加算されるということになってございます。

それから、給付の申請等でございますが、給付の受付及び支給等の時期につきましては、26年度の課税が確定した後ということになりますので、6月下旬頃に該当者へ申請書を送付すると、そして7月の下旬頃から給付が開始できるものというふうに考えさせていただきますので、よろしくお願いを申し上げます。

○議長 質問があればこれを許します。

渡邊勝雄君！

○14番（渡邊勝雄君） 三春町では7千何がしの予算が組まれております。対象者、概略で結構ですが、何名の方が該当するのか。そして、一人暮らしでなかなかそういう申請書が送付されても理解に苦しむとか、いろいろな悩みとか、どうしたいいべとか、いろいろな課題が生じてくることは確かであります。そういうふうな時には、例えば民生委員の方とか、いろんな詳細なそういうふうな方々にきめ細かな対応をお願いしたいなと思っております。

なおかつ、生活保護者は該当にならないと、また加算金というのも基礎年金を受けている方、障がい者、遺族年金も該当されるということでありますが、あとその中に児童手当というのもあるんですが、その辺もちょっとまた伺いたいと思います。児童手当については、次の質問にも該当するものでありますが、その加算されることについてお願いしたいと思います。

○議長 当局の答弁を求めます。

佐久間総務課長！

○総務課長 お答えを申し上げます。

まず、対象者ということではありますが、こちらはですね、税が確定しないと実際は確定しないわけではございますが、おおよそですね、対象者は5千人程度ではないかなというふうには見込んでございます。この辺は増減する可能性はございますので、ご理解をいただきたいと思っています。

それからですね、一人暮らしのお年寄りはなかなか理解できないので、民生委員の方に対応をお願いしてはというふうな話してございます。それらもですね、含めてその対応をですね、検討させていただきたいと思っています。ただいまのご提案も含めて検討させていただきたいと思っています。

それから、加算の関係ですが、支給対象の方で加算対象者でございますが、老齢基礎年金、それから、障害基礎年金・遺族基礎年金等の受給者、それから、児童扶養手当・特別障害者手当の受給者、こちらは5千円の加算対象ということでございますのでよろしく願いいたします。

○議長 質問があればこれを許します。

渡邊勝雄君！

○14番（渡邊勝雄君） 26年度のその該当されるかされないかということが、6月上旬ころに分かるということではありますが、この給付金というのは低所得者が少しでも消費税が上がったことに対して、しのぎを削るといふか、そういうふうな給付金でありますので、速やかな対応をとってお盆前には支給されるものと思っておりますが、速やかな対応をお願いしてことについては終わりたいと思います。

○議長 答弁はよろしいですか。

当局の答弁を求めます。

佐久間総務課長！

○総務課長 先ほど一番先にですね、お答えを申し上げましたように給付の時期については、7月の下旬ころからというふうを考えてございますので、速やかに支給して行きたいというふうに考えております。よろしく願い申し上げます。

○議長 第2の質問を許します。

○14番（渡邊勝雄君） 第2の質問に移ります。

子育て世帯臨時特例給付金について伺いたいと思います。

子育て世帯臨時特例給付金の目的について伺いたいと思います。この支給対象者及び対象児童について、これも細かく伺いたいと思います。

○議長 第2の質問に対する当局の答弁を求めます。

影山保健福祉課長！

○保健福祉課長 ご質問にお答えいたします。

子育て世帯臨時特例給付金は平成26年4月1日に消費税が5%から8%に引き上げられる

ことから、子育て世帯への影響を緩和するとともに子育て世帯の消費の下支えを図ることを目的に給付するものであります。

2点目の支給対象者であります。平成26年1月1日の基準日に三春町に住所を有し、平成26年1月分の児童手当を受給した方であって、その平成25年の所得が児童手当の所得制限額に満たない方が対象者となります。支給対象児童は支給対象者の平成26年1月分の児童手当の対象となる児童であります。

なお、基準日の時点で中学生である児童が実際の申請時や支給時に中学校を修了している場合や基準日に1月1日に生まれた児童も対象になります。

三春町の支給対象者は現時点での把握では、1,155世帯で対象児童数は1,998人になります。ただし、このうち平成26年度分の町民税非課税世帯につきましては、先ほどの1番目の臨時福祉給付金が支給されるため、この子育て世帯臨時特例給付金は支給されません。支給金額については児童一人につき1万円で、1回限りの支給となります。

申請開始時期は平成26年6月下旬頃を予定しております。今後は国の通知に基づき、円滑な事務処理を進めて参りたいと考えております。

以上です。

○議長 質問があればこれを許します。

(ありませんの声あり)

○議長 第3の質問を許します。

○14番(渡邊勝雄君) 第3の質問に移りたいと思います。

運転免許証自主返納についてであります。高齢者の交通事故を減らす目的で運転免許証の自主返納について、私は21年、22年定例議会での一般質問で導入を求めて参りました。本年26年度に導入が実施されることということになりましたことを評価するものである。この自主返納について詳細に伺いたいと思います。

○議長 第3の質問に対する当局の答弁を求めます。

佐久間総務課長！

○総務課長 お答えを申し上げます。

まず、運転免許証の自主返納制度についてでございますが、この制度は、「高齢等の理由により、自動車等の運転をしないので、運転免許証を返納したい。」という方が、申請により警察署又は運転免許センターに運転免許証を返納することができるという制度でございます。これは道路交通法に基づく制度でございます。

町内に該当者がいらっしゃるかどうか調査いたしましたところ、町内で平成23年から平成25年の3年間にですね、運転免許証を自主返納された方、70歳以上の高齢者の方は6名でございました。年々ですね、この自主返納者が増える傾向にあるということが分かりました。

このため、運転に不安を持つ高齢者の自主的な運転免許証返納を支援するとともにですね、高齢運転者の交通事故防止と町営バスの利用促進を図る観点から、運転免許証を自主返納される満70歳以上の高齢者の方に対しまして、町営バスの福祉回数券を交付するという制度を導入したいと考えまして、平成26年度新年度予算に計上したものでございますので、よろしくお願いを申し上げます。

○議長 質問があればこれを許します。

渡邊勝雄君！

○14番(渡邊勝雄君) バスの回数券ということですが、町内の高齢者70歳以上、

バスの通っていない地域もあると思うんですが、足がなくて運転するのも危ないということで返納して、例えばバスの行く所まで大変だという時にタクシーの例えば割引とか、そういうふうな条件の悪い、町営バスが通っていない方に対しても公平にですね、高齢者のサービスというふうなことで、検討してみてもどうかと思うんですが、幅広い町民のサービスに努めるべきだと私は思っております。私もこの自主返納についてはですね、いろいろ町内歩いて何回か高齢者の事故を目の当たりに見ております。しまむらの駐車場からですね、中央電業社の方にね、ひっくり返ったとか、けが人が多数ということでもなくて良かったわけですが、また、郡山のリオンドールの駐車場からですね、裏の駐車場から川の方に転落したとか、目撃しているんで、こういうふうな「爺ちゃん、婆ちゃんもう運転やめなんしょ。」と怒られて、「渡邊君何とかなんねか。」ということで今まで取り組んできたことでありますので、そういうふうなやはりきめ細かな対応をして、バスもちろんおおいに結構なことであります、タクシーの件についていかがなものかと思うわけでありまして。伺いたいと思います。

○議長 当局の答弁を求めます。

佐久間総務課長！

○総務課長 再質問にお答えを申し上げます。

確かにですね、全町バスが走っているわけはでないのいでタクシーの回数券という話しもですね、検討してはという話しはあったわけですが、最初にですね、お答えを申し上げましたようにバスの利用促進ということをまず第1に考えて行きたいということがあったわけですので。それから、来年度ですね、町営バスについても増便を図るということもありますので、当面はバス利用促進ということで福祉回数券の交付ということで考えてございます。

よろしくお願いを申し上げたいと思います。

○議長 質問があればこれを許します。

(ありませんの声あり)

○議長 第4の質問を許します。

○14番(渡邊勝雄君) 大雪、今回の対策についてであります、ここに挙げているようにですね、私もこういうふうな質問は得意な分野ではございませんが、得意な分野は何もないんですけども、特に今回は町民からの苦情が大変多かったんですよ。今回、役場に電話をかけたんだけど、らちがあかないことばかりで「渡邊さん、何とかしてくんちえ。おら家の方も来て見てくんなんしょ。」と、岩江地区からも「町道になっていない所は除雪の対象になっていない。」というようなことを役場から言われたということで、頭にきてですね、私の所に電話が来て「見てくんせ」と、見たくて行きたいけれども、現場に行きたいけれどもこのとおりなんです。6日間、私は孤立して本当にどこにも行けないような状況だったんですね。県道から500mの地域、私の集落なんですけれども、こういうふうなことが現実にあったんで、なおかつ、15日に大雪に対する対策会議を実施したということではありますが、やはり求められることはですね、町民が生活道路、また町道を本当に除雪の加速というのが要求され、理屈抜きで困っている住民の所を早急にですね、この除雪の対策というのは届かなければ意味がないんですね、何回対策会議をやっても。やっぱり、何でもそうなんです、加速というのが大事なんです。他にもあるですね要望、御木沢地区の人なんです、隣りが郡山の西田の方と言われる地域の近くに住んでいる人なんです、「郡山はきれいに掃いているんだけど三春の除雪の仕方は何だい。車が前から来たらば避けらんえよ」と「あまりにもひどい除雪だ」と、掃いだら

ば掃いで文句があるもんだなと思って、私もいろいろ聞いて慰めて、「慣れない大雪だったもんだからやはり時間に手間とって、その辺ご理解くなんしょ」というふうなことで、いろいろとそういうふうなことも来ました。また、ある人はですね、「庭にたまったまた道路にたまった、雪掃きしたんだけど車なかなか家の敷地に入れられない。掃いだ雪、除雪した雪をどこに持って行ったらいいんだべ」と役場に電話かけた。そしたら、「田んぼに持ってってくなんしょ」と、「田んぼにどうやって持って行くんだい。渡邊さん。そういう対応の仕方ってあっかい。」とごもつともな苦情なんですね。そういうふうな苦情があったことは確かなんですね。やはり、町民は大雪に対する対策、先輩議員が大雪に対する対策をいろいろ伺いましたが、本当に今度やる、今度やるじゃなくてですね、やはり肝に銘じてですね、町民の幸せのために行政は動くんだということを肝に命じて行動をとっていただきたいなど、こう思っております。

私もこれ質問に挙げましたが、対策会議は前の質問でだいたい理解しました。これは抜きます。

あとこれ宴会についてもですね、私も後から聞いた話しなんですが、やはり町民が聞いたならば、新聞見たら何と思うか。やはり、この辺はちょっと町民に納得のいく説明をしておいた方がこれからのまちづくりのために役に立つのではないかと、こう思うわけであります。この辺は説明をお願いするわけであります。

最後にこの大雪の災害時におけるですね緊急対策本部、これは先ほども伺ったわけでありませけれども、やはりこれの設置とか町民に対する大雪の情報、防災無線があるわけですから、きめ細かなですね、情報を提供するとか、除雪作業の加速、雪の除排雪の予算の確保、先ほどもやはり、思い切った予算をとということを言われておりますので、この1点、2点、3点、4点についての考え方について、伺いたいと思います。

○議長 第4の質問に対する当局の答弁を求めます。

橋本副町長！

○副町長 ただいまの4点目の質問にお答えしたいと思います。

まずですね、今回の除雪にあたって電話等、それから町の対応の不手際があったことについてはお詫びしたいと思います。その中でですね、今回の除雪にあたってはですね、町道のみということでありましたけれども、町道であってもですね、まず町で管理している一級、二級の町道は30路線で延長で57kmあります。これについては除雪を行いました。それから、その他の町道といわれるものについては、延長で282kmあります。その内の約8割の220kmについては、除雪を行いました。合わせますとですね、今回の除雪は延長にして280kmの及ぶ長さになっておりますので、いま言われたようにですね、何回電話をかけても対応していただけなかったというのもそれはおっしゃるとおりだと思いますけれども、やっぱり280kmの延長をですね、除雪するにあたっては業者もですね、除雪される方も電話があったからといってそう移動できるものでもなくてですね、かなり遅れた地区があったことについては、申し訳なく思っておりますけれども、それらについてはですね、今後どういう順序が良いかも含めてですね、検討させていただきたいと思います。

それでは、質問の内容のですね、1点目については先ほど答弁した内容と同じでありますので、2点目のですね、大雪の中の祝賀会の件なんですけれども、先ほども申し上げましたとおりですね、16日も除雪は引き続きやっておりますし、それらに対する職員の配置、それから指示を出したのとですね、連絡体制も確信しましたので祝賀会への出席を決めたところあります。

それから、3点目につきましてはですね、先ほどの答弁と重複しますが、災害対策本部の設置はしませんでしたけれども、それに準ずるような対応をしたということで、それらであっております。それから、町民に対するですね、情報の提供につきましては、防災行政無線、それから関係者には防災メールを活用してですね、警報発表の周知、それから磐越東線、それから町営バスの運休状況等についてはですね、その都度、情報を発信したということになります。

次に、除雪作業の加速についてでありますけれども、迅速に除雪作業が出来ない一つの要因としてはですね、町内に有する除雪に適するですね、重機の不足、それから作業員の不足等も挙げられると思っております。今回の除雪対応の検証を行って、町でのですね、除雪機械の保有等も含めて、除雪作業体制の構築について検討して参りたいと思っております。

また、除排雪、それから雪の持ち出しですね、排雪の予算については実績に合わせてですね、予備費の充当、それから補正予算で確保をしておりますので、予算に関わらずですね、除雪等については実施しておりますし、今後も対応して行くという考えでありますのでご理解をいただきたいと思っております。

○議長 質問があればこれを許します。

渡邊勝雄君！

○14番（渡邊勝雄君） 除雪というより排雪、雪の投げるところね。田んぼに持ってって、除雪もされていない、自分の田んぼでもないところにね、雪を投げられるわけではないんですから、やはり雪の投げる場所、そういうふうなところをね、旧町内であればここに投げてくださいよとか、いろいろその検討してですね、これからやはり雪が降っても降らなくても検討して、やはり確保しておくべきだと思うわけですが、この辺の答弁をお願いします。

○議長 当局の答弁を求めます。

橋本副町長！

○副町長 ただいまですね、提案のありました排雪場所ですね、それらについては、十分今後、検討させていただきたいと思っております。

○議長 質問があればこれを許します。

（ありませんの声あり）

○議長 それではここで暫時休憩いたします。再開は午後1時といたします。

…………… 休 憩 ……………

（休憩午前11時54分）

< 休 憩 >

（再開午後 1時00分）

…………… 再 開 ……………

○議長 それでは、休憩を閉じて休憩前に引き続き再開いたします。

4番、佐藤弘君！質問席に登壇願います。

第1の質問を許します。

○4番（佐藤弘君） 先に通告してあります2件についてお尋ねいたします。

始めに豪雪に対する町の対策、対応についてお伺いいたします。

1番目に、対策本部の問題でありますけれども、先ほど6番議員の質問に対して答弁がありましたので、その上に立ってお聞きをしたいと思っております。先ほどの答弁の中において、いつでも移行できる。したがって、対策本部そのものは作らなかったということでもありますけれども、

ども、考え方だと思うんですよね。この考え方、ちょっと違うと大変大きな問題になるわけでありまして、今回、対策本部を作っていればいつでも対策本部の解散ができる。私はそう思うんですよね。ところが、町の考えはいつでも対策本部に移行できる体制があるので、作らなかったと。こういうような発言があったんで、それでは対策本部をどういう時に作るのか。今回の豪雪、大雪の場合は2 m以上積もったならば作るんだとか、具体的にお願いをしたい。単に作らなくても良い、作らなくても良いというとなんで今回作らなかったのかという、そういうことじゃなくて、じゃあどういう状態の時に作るのかということについてお尋ねをしたいと思います。

2点目、町は今回何を行ってきたのか。今回行ったことで反省する点はなかったのか。今後同じことがあったら、すべきと思う対策、対応があればお聞かせ願います。

以上です。

○議長 第1の質問に対する当局の答弁を求めます。

橋本副町長！

○副町長 ただいまのご質問にお答えいたします。

災害対策本部の設置につきましては、町のですね、設置要綱等に基づいて先ほどの答弁にもありましたようにですね、警報が出ている時、それから大きな災害に見舞われた時、そういう状況にある時という条件がありまして、今回の場合もですね、確かに反省するとすれば災害対策本部として設置すべきだったかという考えも持ちますけれども、ただあの時点ではですね、先ほどの答弁で言いましたように、一週間前の雪と比べてそれほどの大差がなかったということと、警報も解除されたという中で改めてですね、災害対策本部を設置しなくても対応は出来るんじゃないかという判断の下で設置をしなかったということでありまして、どういう時はということであれば、大規模な災害が発生する恐れがある時には設置すべきというふうに考えております。

2点目のですね、今回で反省すべき点、それから同じことがあった場合に対策があればということでもありますけれども、今回のですね、行ったことで反省すべき点ということであれば、やっぱり災害対策本部を設置すべきかなということが第一点だと思います。それからですね、今後の対策についてでありますけれども、先ほどの答弁でお答えいたしましたように、重機等をですね、それらの対策を今後講じるべきではないかということを考えております。

以上であります。

○議長 質問があればこれを許します。

佐藤弘君！

○4番(佐藤弘君) ぜひ災害が、大きな災害が起きたかどうかということじゃなくて、災害が起きたかどうかというのは事後に、後ででてくる事が多いものですから、そういう可能性がある場合は、まずやっぱり対策本部を作ることだろうと思います。町は何をやったのかということは、15日の4時に一応集まっていたいろいろな対策も含めて、その中で一人暮らしの老人の安否とかね、そういう取り組みはそれぞれになされた。ただ、問題なのは、雪だから除雪というのが一番最初に頭でできるわけでありまして、この間やはり見ますと今回の除雪での苦情関係は家から出られないという、町は何をしているんだと、こういう苦情ですよ。したがって、除雪をすれば良いというふうになるのかなと思いますけれども、実際的に的には、三春町特有の地形もあると思いますけれども、即座に除雪が今回あれほどの雪であればできる態勢では全くない。これは、町も業者も十二分に分かっていることだと思うんです。

よね。したがって、問題なのはやっぱり町民の安全または不安を持たせないことだろうと思うんです。したがって、16時以降にですね、防災無線なんかでもいろいろ放送をしていました。ただ、中途半端な放送、中途半端と言うとあれなんですけれども、「停電した区域がありますよ」と言われてもやっぱり聞いた方はですね、どこが停電なんだべと。私はまち内ですから、停電とというと新町の方をすぐ頭に入れるんですね。自分の家がついていれば旧町は停電にはなっていないと、こういう思い込みが強いもんですから、ところが実際は八島台が停電になったかというね、そういうこと。それから、「道路が木が倒れて通行止めの箇所がありますよ」と、どこの箇所なんだべとこういうすぐやっぱり。ただ、それも実際的には17日に解除されましたよと、停電は全部と、こういう格好なんです。次の日はないんですよ。16日はまったくないんです。ただ、皆さんご存知のとおり、今回の大雪、16日の朝起きて、「いやいや降ったわ」とみんなこういう状態だったんですよ。前の日は先ほどの話しですと42cm、それでは次の日の朝は何cmだったのと、これ42cmなんてことではない。したがって、そういうような情報も含めてきちっとやっぱり対策会議等がとれていれば、次の日も総括してね、防災無線で流したり、区長さんを通していろいろ情報をね、出したりということが出来たのではないかと思うんでそういう意味での取り組み。

さらに私は一番心配したのはですね、孤立住宅というか孤立部落というのかね、新町でいうと「あそこ5、6軒あんだけど、あそこまで行く道、あそこは細い道ずっと行かなければならない。」そういう所はまったく孤立する。ただ、そこに若い人がいるということであればまだね、除雪、雪かきできるだろうと思うんですけれども、年寄世帯だよということになれば、やっぱりね、電話かけて「元気であるよ」という話しだけでは済まない問題があるのではないかな。そういうようなところも今後ね、きちっとやっぱり把握をしてそういう場合は、消防団の皆さんで歩けるだけの道をつくってやるとか。まして停電になんてなると大変な話しになるし、今回私も16日になってからですけども、パンを買いに行ったらパンがまったくない。なぜかといったら物流関係がストップして車が来ないからなんだということなんです。考えれば三春町を見ればなおさら、来れないよなと思いましたが、やっぱりそういうところも今回の反省点で今後の問題としては考えるべきではないのかと思います。

それから、防火用水。多分、屯所なんかの消防の車については消防団の皆さんがそれぞれ自主的にやっぱりやっているのかなと思いますけれども、そういう消防の車、それから防火用水などについては、全て雪がそのままの形で行けない状態ではなかったのか。そういうような点もですね、やっぱり対策会議があれば「あそこはまずはやっておかなければ、あそこはかかなくしゃいけないのか」とこういうことができるのではないかな。

さらに問題、問題ではないんですけども、除雪する除雪機といいますか、車含めて人で持っているね、こういう人らの把握なんかはしてあるのかどうなのか。業者の皆さんであれば業者の皆さんに「何とか早くやってくれ」で済むかもしれませんが、問題なのは業者さんが持っている大型では通れない道が今回一番やっぱり苦情の元で、役場にも当然かなりの数の苦情があったと思いますけれども、私の方にも「とてもじゃないが、何とかしていただきたい。」とこういう苦情がありました。いずれにしてもそういう苦情に対する対応のあり方もですね、きちっとしていれば「いまこういう所をやっています。お宅のそこの所は明日行けます。」とかということを書いてもらえば、ただ今は「業者にやるように言っているんです。あっちもこっちも同じなんです。」と言うのでは、「いつ来られんだべか。まったく回答になっていない。」と

いう答弁だという苦情になっているものですから、そういうところも含めて今後の課題としていただきたい。

最後にこれは教育委員会関係なのか。学校の休校の問題でありますけれども、この間、全員協議会で説明は聞きました。ただ、休校・休園にした理由については、歩道がまったく歩けるような状態ではない。課長の方からそういう説明。歩ける状態でないから休校なのか。プラス、スクーバが通れないから休校なのか。中学校はそっちの方が一番大きいのかなと思いますけれども。小学校、歩道歩けない状態、まさにまち内の歩道も歩けない状態です。幼稚園、歩けない状態なんていうのは幼稚園に通用するのかなと、はっとこの間思ったんですよね。なぜ、幼稚園が休園なのか。保育所は休所、休みはない。「これは当然でしょ」と言う方がいる。「それは文科省と厚生労働省の違いでしょ」ということ。預けて仕事に行くからやっぱり保育所は開いておかないといけない。「いや、そうだね」と言う。幼稚園はどうなの、岩江・中郷、保育所がない。したがって、幼稚園をあそこ三春。しかし、中身としてはですね、幼保一元化も含めてあれなんですけれども同じくしているんですけれども、延長保育もあるんですよね。預けておきたいという保護者のためにあるんですよね。保育所と同じなんですよね。中身としては、3時、2時で終わりだからハイ、そういうことではないんです。保育所がないから保育所の分も含めて延長をやっているんです。そういう頭がなかったのか。どん詰まり休みにしているんです。学校と同じくね。その辺の理由について、お尋ねをしたいと思います。

○議長 当局の答弁を求めます。

橋本副町長！

○副町長 ただいまの再質問にお答えいたします。

まず1点目のですね、安全対策と周知の方法ですけれども、防災無線で放送はしたんですけども片寄ったりですね、なかなかその後の放送がなかったりですね、内容についても十分に安全対策の周知が図れなかった点等についてですね、今後についてはそれらを検証してもう少しですね、防災無線の活用について考えて行きたいと思えます。全世帯に周知する方法としては、やっぱり防災無線が一番だと思っておりますので、それらについて今後対応して行きたいと思えます。

2番目のですね、老人とか一人暮らしとか孤立の家の対応ですけれども今回ですね、対策会議の後で電話をですね、かけて確認等を行ったんですけれども、それはただ一回のみでありましたので、それが長引く場合のですね、対応等については関係機関とも連絡を取って検討して対応して行きたいと思っております。

それから、3点目の防火用水等の対応なんですけれども、分団によってはですね、私も確認したんですけれどもその前の週ですね、9日の日曜にそれから16日の日曜日ですね、防火用水等の除雪とかですね、確認をされている分団もありましたけれども全部かどうかですね、把握しておりませんので、それらについても消防団の方ですね、確認して対応して行きたいと思っております。

それからですね、除雪機の把握なんですけれども、今町が除雪をするために委託契約をしている業者等についてはですね、18社でございます。18団体の内、三つについてはですね、業者ではなく個人の方ですね、農業をやられている方と契約を結んでおります。合わせて18の方と契約をして除雪を行ってもらっておりますけれども、この18の方々に今回のように大量な場合にですね、午前中も答弁しましたように200数十kmの除雪をするということはなかなか至難でございますので、これらについてもですね、今後どういう方に協力をいただけるか

ですね、それらについても検討して参りたいと思っております。

今申し上げました点を踏まえてですね、整理をして今後の対応にして行きたいと思えます。

最後ですね、学校の休校関係、それから保育所・幼稚園の対応については教育委員会の方から答弁させていただきます。

以上であります。

○議長 橋本教育課長！

○教育課長 幼稚園、小学校の関係の今回の大雪の対応について答弁させていただきます。

2月の16日、日曜日でございますけれども、教育長には主に岩江地区、それから私は町内を自家用車で歩きながら状況を把握し、9時半に役場に集まりまして教育長と協議をしたところでございます。この際に雪の状況から教育委員長及び小学校長には役場に来れない状況から電話にて協議をさせていただきました。結果、児童・生徒の安全を考慮し、17日月曜日は町内の小中学校及び岩江幼稚園・中郷幼稚園を休校・休園とするということを11時30分に決定を行い、防災無線とそれから各学校の連絡網により周知をいたしました。ただ、議員お話しのとおり、岩江・中郷幼稚園につきましては、預かり保育を実施しております。これらにつきましては、担当の先生の方から通常利用されている方に周知をしたところでございます。

翌、2月17日月曜日でございます。除雪の状況を各学校から上げていただきました。それから、三春中学校のスクールバスの運行安全確認を私と教育課の職員が実際に主だったところを歩いて通行が難しいと。それから、各学校からの通学路の除雪が進んでいないという状況から2月の17日午後2時に18日も小中学校、それから町立の幼稚園を休園・休校することを決定し防災無線、それから学校連絡網等により、各家庭に周知をいたしました。これらの決定に際しましても、教育委員長、小学校の校長会長と連携を密にし判断をいたしました。

2月の18日火曜日でございます。各学校から通学路の確保の状況等の確認を行い、併せて教育長と私で主だったスクールバスの通学路の運行経路を実際に確認を行いました。結果、各校よりも通学路については、多少除雪が必要な箇所もあるが、概ね支障がないと報告があったこと。それから、三春中学校のスクールバスの運行は特に北部地区、沢石・要田・御木沢の運行は厳しいと判断したことから、午後3時30分に三春中学校で校長、教頭それから運行業者及び教育委員会で協議を行い、沢石地区の生徒は全て沢石会館前に集合させバスに乗せることとし、御木沢地区についても御木沢分館に集合させて一括で乗せると、それから、中郷方面につきましては、紙漉地内の除雪が進んでいないことから過足のバス停まで出してもらうこととし、翌日から学校を再開するという判断をしました。なお、これらにつきましては、学校はもちろん三春中学校のホームページそれから防災無線等で周知をしてございます。その後も歩道等につきましては、概ね除雪が進んだことでございますけれども、スクールバスの運行がかなり支障をきたしております。これらにつきましては、運行業者それから町職員が逐次道路を確認し、今もそのような特別措置を取っておるところでございます。なお、今日現在、全部現地を確認したところ明日からは正常なバスの運行ができるという判断をし明日からそのような形で進めることとしてございます。

なお、今後の課題等でございますけれども、通学路、歩行者の通学路につきましては、今回も町民の方々のご協力をいただき歩道に確保に努めたいところでございます。これらにつきましても、今後ともお世話になりたいというふうに考えております。それから、バス路線につきましては、教育課はもちろんバスの運行業者と今回のように現地の調査を行って通行可能かの判断をする必要があるかと思えます。

なお、各学校等で休校・休園の判断につきましては、翌日の給食の準備等があることから、

早めの判断が必要になってくると、今後の課題として挙げられているところでございます。

以上でございます。

議員がおっしゃりましてとおり、保育所等につきましては、保護者の責任の下に施設まで保護者が責任を持って送る。それから、迎えに来るということから、保育所の方につきましては、休所の措置はとってございませんでした。それから、町内にあります児童クラブ等につきましても、施設は開けておったところでございます。

以上でございます。

○議長 質問があればこれを許します。

佐藤弘君！

○4番(佐藤弘君) 今回の答弁なんですけれども、要するに保育所は保護者の責任においてとこう言ってますけれども、幼稚園はだれの責任なの。なぜ、幼稚園は休みにしたの。利用者へ通知すればそれで良いってということなの。であれば保育所も利用者へ通知すればそれで良いってということになるんじゃないの。その辺どうなのという質問をしておりますので、その辺の答弁が抜けていると思いますので、再度お願いします。

さらに、これは教育委員会と別にですね、お尋ねをしたいと思っておりますけれども、除雪車、小型除雪車、これは学校関係だと配備をするということのようなんですけれども、これを各地区といいますかね、行政区なのかどうか。消防、各分団に任せるかどうか別として、やはり今回みたいな時に、狭い道路ね、そこはやっぱりなかなか業者にそこまでとまらないので、各行政区なりで出来るならば、配備も検討、「配備をしろ」とは言いません。いろいろあると思しますので、この問題なのはやっぱり年寄が増えているという中でね、そういうところを孤立化させないというか、その雪かきをどうするのかという観点で配備も含めて検討願えればと思いますので、一応お聞きをしておきたい。

○議長 当局の答弁を求めます。

橋本教育課長！

○教育課長 一点目の幼稚園の関係でございます。

幼稚園につきましては、先ほど申し上げましたとおり、預かり保育は実施しておりましたので、それらについての送迎関係は保護者の方にお世話になりました。

以上でございます。

○議長 橋本副町長！

○副町長 ただいまの除雪にあたっての除雪車といいますか、歩行用の除雪車の配備についてでありますけれども、町としてもですね、先ほどから答弁しましたように、こういう大雪の場合、除雪する機械・機具がないと除雪できないんで、それらの配備については、検討して行きたいと思っております。ただですね、だれにやってもらうかというところでですね、例えば行政区単位が良いのか、学校単位が良いのかですね、それから消防団等が良いのかですね、そういうところでもですね、今後配備するだけでなくでですね、どういうふうにするのが良いのか、体制も含めて検討させていただきたいと思っております。

以上であります。

○議長 質問があればこれを許します。

佐藤弘君！

○4番(佐藤弘君) 時間、無駄につかいたくないんであれなんですけれども、保育所は休まないで幼稚園を休園にしたという理由が分からないんだよね。延長保育というものもやってい

るならば、やっぱり休園でなくてちゃんと開いておくべきだったのではないかと思う。なぜ、延長保育もやっているのに幼稚園は休みにしたのか。その理由が明確ではない。

○議長 当局の答弁を求めます。

橋本教育課長！

○教育課長 幼稚園につきましては、学校と同じ扱いでございましたので、休園とさせていただきます。

以上でございます。

○議長 質問があればこれを許します。

佐藤弘君！

○4番(佐藤弘君) 学校と同じ扱いで延長保育やっているんだよ。これは、岩江・中郷地区事情によって幼稚園にして、保育所にしていないだけの話しで中身は同じ中身をやっぱりやっているわけだから、困るわけでしょう、そういう親は。通知をすればそれで良いという話しじゃないんじゃないの。

○議長 当局の答弁を求めます。

橋本教育課長！

○教育課長 今後の検討課題にさせていただきたいと思います。

以上でございます。

○議長 質問があればこれを許します。

佐藤弘君！

○4番(佐藤弘君) 最後に一点だけお聞きします。

最初16日の朝9時に集まって11時半に学校の休校を決めた。集まらない状況なので、電話連絡をして判断をして決めたと。次17日の午後2時にこれは18日の件を決めた。この日、集まらない状態だったんですか。

○議長 当局の答弁を求めます。

橋本教育課長！

○教育課長 できるだけ学校は休校にさせたくないということから、校長会長等につきましては、各学校の連絡をとるということから、学校に待機をさせていただきました。それから、教育委員長につきましても逐次連絡をとってございましたので、特に来てもらうという判断はしなかったところでございます。

以上でございます。

○議長 質問があればこれを許します。

佐藤弘君！

○4番(佐藤弘君) 最初の理由は集まらないからという理由ですよ、答弁。そういう答弁はすべきではないと思うんだよ。集まらないからという理由じゃないでしょ。そういう理由であれば17日は集まってやるべきなんですよ。最初から集まるのが前提であれば、集まらないから電話でやりとりをして決めたといい答弁なんです。17日集まったのに集まらないで決めたらんて適当なんだよね。委員会の判断ではなく委員長との電話のやり取りで決めると、こういうこと。今後もそういうことなのか。

○議長 当局の答弁を求めます。

橋本教育課長！

○教育課長 判断につきましては、教育委員会の判断でございますので、出来るだけ教育委員

長に出席を求めた中で判断をして行きたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長 質問があればこれを許します。

佐藤弘君！

○4番（佐藤弘君） 時間がないけれどもしょうがないと思って。

最後の答弁そのとおりでと思うんですけども、ただ、やっぱり答弁したことについてですね、誤っていけば「間違いました。訂正します。」とか言うべきじゃないの。集まらないから、電話でした。次は集まったのに電話でしたということであれば、やっぱり「集まらないからうんぬん」という理由は、ないと思うんだよね。そうであれば、そういう理由付けをしたことについて、訂正をすとか撤回をすとかあるべきでしょ。そのこと抜きに単にこれからはそうしますでは納得はしないんです。

○議長 当局の答弁を求めます。

橋本教育課長！

○教育課長 答弁の仕方に対して、分かりにくい答弁がありましたことについて謝罪をいたします。今後は注意したいと思います。

以上でございます。

○議長 質問があればこれを許します。

佐藤弘君！

○4番（佐藤弘君） 「分かりにくい答弁」と言いましたよね。分かりにくくないの、分かってんの。はっきり分かっているから私は物申してているんです。「おかしんじゃないの」と言っているわけです。理由付けが「おかしんじゃないの」と言っているんです。おかしくないならおかしくないとはっきり言ってもら。おかしいならば「取り消します」と言ってもらいたい。

○議長 質問に対する当局の答弁を求めます。

橋本教育課長！

○教育課長 取り消させていただきます。

○議長 質問があればこれを許します。

（ありませんの声あり）

○議長 第2の質問を許します。

○4番（佐藤弘君） 次の質問。町職員の労働条件等についてお伺いいたします。

一、過去5年間の職員数と臨時者数の推移について、お尋ねいたします。

二、同じく5年間のラスパイレス指数、年次有給休暇の平均取得率、及び超過勤務の一人当たりの時間数について、お尋ねいたします。

三、今後の労働条件向上にむけ、具体的に考えなければならないことについて、お聞かせ願います。

以上です。

○議長 第2の質問に対する当局の答弁を求めます。

佐久間総務課長！

○総務課長 第2の質問にお答えをいたします。

先ず1点目の、過去5年間の職員数につきましては、平成21年度165人、22年度163人、23年度155人、24年度154人、25年度152人となっております。

臨時職員数につきましては、平成21年が74人、22年度が84人、23年度が113人、

24年度が109人、25年度129人となっております。

2点目の、過去5年間のラスパイレス指数でございますが、平成21年度94.2、22年度93.2、23年度93.5、24年度103.4であります。平成25年度については未発表であります。町での試算値は103.9となっております。

平成24年度と25年度のラスパイレス指数が高いのは、100を超えておりますのは、この間、国家公務員の給与が減額措置を実施しておりますので、それによって高いということになってございます。ちなみにですね、国家公務員の給与削減がなかった場合の試算値は、平成24年度95.5、平成25年度96.0であります。なお、当町におきましては、閣議決定及び総務大臣の要請を受けまして、6月の定例会において給与削減に関する特例条例を可決いただきまして、平成25年7月1日から平成26年3月31日までの間、給与減額に取り組んでいるところであります。

次に年次有給休暇の平均取得率についてでございますが、一人当たり、平成21年度17.4%、平成22年度が19.9%、23年が21.7%、24年度25年度も同じく21.7%、と3年間同じ数字となっております。

超過勤務の一人あたりの時間数についてでございますが、平成20年度が68.4時間、21年度が78.9時間、22年度が64.9時間、23年度が79.3時間、24年度が87.3時間となっております。

次に3点目の今後の労働条件の向上についてでございますが、当町におきましては、行財政改革をここ10年来進めておりまして、職員数を減らして、効率的な行政組織の構築に努めて参ったところでございます。一方で、国・県からの権限移譲事務の増加、それから東日本大震災とその後の東京電力福島第一原子力発電所事故等によりましてですね、業務量は一気に増加している状況でございます。それらに伴いまして、職員一人一人にかかる負担も増加しているということは議員ご承知のとおりでございます。職員の労働条件の向上が課題となっているところでございます。

このようなことからですね、事務事業につきましては、指定管理制度の導入をはじめとする民間委託等の検討を進めながらですね、更なる事務の効率化や適正配分により、年次有給休暇の取得率向上、それから超過勤務時間の縮減を図るなどですね、職員の労働条件向上のため、様々な方策を検討して参りたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

○議長 質問があればこれを許します。

佐藤弘君！

○4番（佐藤弘君） 3番のですね、具体的な施策なんですよ、問題なのは。この間も労働条件の向上については、いろんな面で町としても検討されてきたと思いますけれども、具体的な策をどうするのか。一つはですね、年次有給休暇の取得。20%くらいですね。年20日年次有給休暇付与される。しかし、次の年に20日については持越し。したがって、合計で40日、年間40日になるという、最高ね。したがって、40日になった場合は20日消化をしないと切り捨てといふのかね、言葉上悪いんですけども、年休切捨てという言葉になってしまう。それがやっぱり、20%しか取れないという状況について、どのように判断をされているのか。やっぱり完全消化ですよ、これ権利と義務の問題、法的な問題も含めて完全消化がやっぱり望ましいわけですから、具体的にどうすれば消化ができると考えているのかお聞かせをお願いします。

次に超勤の問題でありますけれども、これもそう変わりは一入当たりのね。これが日常的になっているのかどうなのか。日常的になっているということであれば、やっぱり人が足りないということになるだろうとね。ただ、いずれにしろ大震災以降、仕事の量が増えていると。三春だけではなく全体的に増えているという傾向なんですけれども、それに比べて職員の数を適正化の問題もあると思うんですけれども減らしている。このことについてでありますけれども、こういう中での超勤併せてですね、本当にこれで良いんだろうかという。この超勤をなくすために今回も10%予算的にね、カットとこう言われておりますけれども、超勤をさせないじゃなくて超勤が当たり前になっている原因をやっぱりきちっと把握をして、人が足りなければ人を増やす。当然、年休を完全消化するとするならば今の職員数で間に合うのかというこういう計算もしてあるのかどうなのか含めてお尋ねをしたい。

それから、賃金の問題でありますけれども、ラスでいうと100というのは最高でないですよ。よく誤解する方がおりますけれども、100というのは平均が100なんです。したがって、三春は平均以下なんです、今までずっと。したがって、まず平均以上にして行くという答弁が私はやっぱり必要だったのではないかと。その答弁が出ないでいろいろ検討しますでは具体策も何もないのではないかと思いますので、具体的にこうして行くと。年休の消化であれば切り替え時を逆算しまして20日そっくり残るとすれば切り替え前から20日間勤務しない。「お前出てきては困る。休め。」と、これくらい当然だと思うんですよ。そういう企業はあちこちあります。ある企業では、逆に計画年休といいまして、「はい、あなたは来月の月曜日ずっと休みね。計画年休で」、20日間の部分については計画で入れるとか。そして完全消化をしているところがありますので、そういう具体的な策を一つ出していただきたいと思うんです。

それから、最後に三春町寒冷地手当、あるんですけれども出してないんですよ。これあるんですから、これはこれまで減らせと、無くせということで上から来ていることでもないんで、やっぱり今一生懸命職員の方が残業を含めてやられている中ですから、寒冷地手当、あるものについては支給をするという方向でお願いをしたいと思います。

この辺について答弁を求めます。

○議長 当局の答弁を求めます。

佐久間総務課長！

○総務課長 お答えを申し上げます。職員に対して大変応援的なメッセージのご質問なのかなというふうに考えてございます。

まず、1点目にですねいただきました、年休40日あるのにそのまままた20日以上繰り越して40日になっているのはどうなのかと、20%程度しか取れないという状況はどう考えているのか、というふうな話してございまして、最後に年休は計画的に休ませるような完全消化対策を取ったら良いんじゃないかというふうなご提案もございました。業務の繁閑等がございまして、業務が忙しい時ではないある程度少し手がすいた時等はですね、交代でそういう完全消化策等もですね、視野に入れながら休ませるような方法も考えていきたいというふうに考えております。

超過勤務の問題でございしますが、先ほども申し上げましたように大震災以降ですね、業務量が一気に増加しているということはこれは三春町だけでなく他の自治体でも同様なこととございまして、超過勤務手当が増えているというのはこれは否めない事実でございまして、人が足りなければ増やせば良いんじゃないかということとございしますが、一気に増やすということも

なかなか難しいものがございますので、再任用職員等もですね今後導入して参りますので、再任用の職員の活用も図りながら、それから若干ではございますが、次年度も定年退職者よりも新採用も多く採っておりますので次年度以降もですね、若干大目にですね採用人数を増やして行きたいとそういうふうにご考えてございます。

それから、ラスパイレス指数の100が最高ではないというふうな、これはおっしゃるとおりです。三春町も100以上になるようにですね、今現状は96程度でございますが、年々少しずつ上げている状況でございます。なかなかいっぺんに上げるというのは、難しい状況でございますので、それらを目指して行きたいというふうにご考えておりますのでご理解をいただきたいと思っております。

以上でございます。

失礼しました。寒冷地手当について答弁が漏れておりました。寒冷地手当につきましてもですね、議員がお質しのようになりますね、今後ですね、復活することも検討して行きたいなというふうにご考えておりますのでよろしく願いいたします。

○議長 質問があればこれを許します。

(ありませんの声あり)

○議長 8番渡辺正久君！質問席に登壇願います。

第1の質問を許します。

○8番(渡辺正久君) 許可をいただきましたので、私は農業に関しまして2件質問をいたします。明快な答弁をお願いいたします。

1件目は、大雪による農業被害への支援についてであります。先月、2度にわたりまして大雪に見舞われ、全国的に大きな被害を被りました。我が三春町におきましても車庫等の建物及びパイプハウスの倒壊等、甚大な被害を受けました。被災された方々に心からお見舞いを申し上げます。そこで、質問をいたします。

一、町内の農業関連施設及び農作物の被害状況と今後の営農への影響をお尋ねいたします。

二、この雪害に対する町の認識と支援策をお尋ねいたします。

○議長 第1の質問に対する当局の答弁を求めます。

鈴木町長！

○町長 8番議員の質問にお答えいたします。

まず初めに今回の豪雪により、被害を受けられた方々にお見舞いを申し上げたいと思っております。

3月3日現在で町が取りまとめた被害状況は、パイプハウス等の倒壊等122棟、農作物への被害は、野菜・花きなどで約284万9千円に及びました。今後の営農への影響としては、作業が本格化する水稲や野菜の育苗施設も被災が及んでおりますので、本年産農作物の栽培、収穫量への影響が懸念されます。

今回の雪害は、養蚕から野菜への転換を図った本町においては、大きな打撃を受けました。特にパイプハウスは、本町園芸生産の核と位置付けられる施設であることから、災害への国・県補助事業の導入を図り、早期の営農再開支援が実現できるよう、適切に取り組んで参りたいと考えております。

また、国県制度に該当しない施設等については、町独自の復旧補助制度を準備し、取り組んで参りたいと考えております。

○議長 質問があればこれを許します。

渡辺正久君君！

○8番(渡辺正久君) 今回の雪害は55年以来の大きな被害であります。町としては、しっ

かりと支援をするというお話しでありますけれども、このようなですね、大雪が連続して降るとは誰も想像していなかったと思います。被害にですね、遭われた方で共済等に加入されていた方はどの程度いるか分かればお答え願います。

○議長 当局の答弁を求めます。

佐藤産業課長！

○産業課長 ただいまのご質問にお答えをいたします。

現在ですね、まだ調査につきましては進行中でございます。まだですね、被害の全貌は把握はしておりません。ただ、年数が経ったパイプハウスもあるということで、共済に入っている件数についてはですね、まだ調査中ということで、全体の把握はしてございません。ただ、共済に加入しているパイプハウスはそう多くはないというふうなことで調査をしているところでございます。

以上です。

○議長 質問があればこれを許します。

渡辺正久君！

○8番（渡辺正久君） 多分ですね、私も少ないんじゃないかというふうに思います。いずれですね、この件に関しましては、我々農家自体もこれから先考えて行かなくてはならないんじゃないかと思います。ともあれ、被害のですね、大小はありますけれども、農家それぞれ被災者それぞれ大きな負担には変わりがないと思います。その中でもですね、大きな被害を受けた方々は膨大な費用と時間が予想され、個人の努力だけでは復旧再開を諦めざるを得ないんじゃないかと、そう考える方もいるんじゃないかと大変心配であり、今後の営農意欲の衰退にもなりかねないというふうな状況であると思います。被災者が意欲を持って復旧・再開に取り組めるよう復興・復旧支援でなければならぬと私は考えますが、町の支援策はそのような対策になっているかお尋ねをいたします。

○議長 当局の答弁を求めます。

佐藤産業課長！

○産業課長 ただいまのご質問にお答えをいたします。

町といたしましてもこの災害はかなり甚大な災害であると認識をしております。今日の新聞報道にもございましたけれども、国における補助枠の拡大、また県におきましても今までは10年まで経過のパイプハウスのみの支援ということだったんですけれども、それをもっと古い物まで支援をするというふうなことで対策が変更になってきております。町としましても、そういった国や県の支援、またJAたむらでも独自の支援策、購入した資材の10%の割引とか、無利子融資の事業とか、そういった対策を取っておるところでございますので、そういった関係機関と連携をしながら被災を受けた方々への支援、また営農意欲についても対策を取って行きたいというふうに考えております。

以上です。

○議長 質問があればこれを許します。

渡辺正久君！

○8番（渡辺正久君） 県もですね、今日の報道を見ますと県の方に農協五連で支援要請をしたようでございます。そういうことで、県の方も検討しているようなんですけれども、町としても支援はすると先ほど言っておりましたけれども、具体的にどのような支援を検討しているのか。まだ、正式に決まらなくても方向付けだけでもお聞かせいただきたいと思います。

またですね、この災害は先ほど課長もお話しになりましたように設備のですね、復興だけでなく今後の営農にも大変影響する災害でございますので、常々施策を共に遂行しているJAとのですね、連携は重要だとおっしゃいましたけれども、私もそう思います。

そんな中でですね、先日JAたむらの方で支援策を発表しました。内容を見てますとJA本来の趣旨から申しますと、私は残念けれども大変満足できる内容ではないというふうに感じたいです。町当局としては、事前にJAと協議を行ったのか。またですね、今後JAもより一層更なる支援をしていただくように再要請する考えはあるのかその辺をお聞きしたいと思います。

○議長 当局の答弁を求めます。

鈴木町長！

○町長 再質問にお答えいたします。

国も県もですね、情報ですと当初の考えをかなり変えてですね、補助制度を充実させるようであります。町もJAともこれらについてのね、打ち合わせを若干はしておりますけれども、最終的にどれだけの助成をするかというところまで行っておりませんけれども、しかし、町の考えとしてはですね、やっぱり農家がパイプハウスなり復旧してね、復興してきちんと再生産に結びつくようなやはり助成は町としてはして行きたいと。今日具体的な数字は申し上げられませんが、そういう考え方で今回は望みたいとこういうふうに考えておりますので、今後出来るだけ早くね、具体的に詰めて行きたいとこのように考えてますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長 質問があればこれを許します。

(ありませんの声あり)

○議長 第2の質問を許します。

○8番(渡辺正久君) それでは、2件目の質問に移ります。

平成26年度重点施策の一つであります6次産業化等による農業農村の持続発展のための取り組みについてであります。この施策は地域農業再生協議会、農地中間管理機構の設置等とも関連すると思っておりますが、それらの中には具体化がこれからのものもあるようですので、それらをおきまして身近な課題についてお尋ねをしたいと思っております。平成26年度農業関連施策を拝見いたしますと内容が昨年度とほぼ同じですね。文言までも同じような項目が目につきます。何か物足りなさを感じるの、はたして私だけなのかと考える時がございます。そんな中で質問をいたします。

一、今年度6次化創出支援のために実施してきた事業と参加者の意向をお聞かせください。

二、取り組みの中に「企業の農業参入支援と遊休農地の解消」が挙げられていますが、その内容についてお聞かせをいただきたいと思っております。

○議長 第2の質問に対する当局の答弁を求めます。

佐藤産業課長！

○産業課長 ただいまのご質問にお答えをいたします。

今年度の6次産業化に向けた事業といたしましては、JAたむらが主催する6次化実践塾に、町内の農産物加工所を運営する女性農業者が参加をしております。この塾の参加者は、管内全体で10名であり、半数は既に農産物加工施設を運営している方で、残り半数の方もこれから施設の開設を希望する方も参加をされております。

また、町では、県や農業関係機関が主催する農産物加工研修会への参加とりまとめなどを行

っております。このほか、町では6次産業化への取り組みを支援する制度として、新規の設備投資や被災者雇用を税制面から支援する「ふくしま産業復興投資促進特区」について、昨年11月末に農林水産業の指定を受け、本年1月末に農業者説明会を開催いたしました。説明会には30名ほどの参加者があり、2、3件の問い合わせがありました。現在のところ指定申請はありませんが、今後希望者への支援をしていきたいというふうに考えております。

二つ目の質問にお答えをいたします。

企業の農業参入につきましても、6次産業化の種をまくととらえ、積極的に支援を行います。例えば、旧沢石小学校での葉もの野菜の水耕栽培施設導入に際しても、周辺遊休農地の復旧・活用と合わせ、事業者とともに事業計画を検討しております。町では、これら参入企業と併せて、新規参入農業者についても、引き続き支援をして参りたいというふうに考えております。

遊休農地の解消につきましては、今までも、菜の花プロジェクト等による耕作放棄地対策や景観形成作物の作付け、ブルーベリー等の果樹の栽培、中山間直接支払の推進、農地利用集積等をまとめて参りました。これらの取り組みが核となり、周辺遊休農地を含めて、農地の活用が進展するものと期待をしているところでございます。

以上でございます。

○議長 質問があればこれを許します。

渡辺正久君君！

○8番（渡辺正久君） 6次化の問題ですけれども、今これからですね、実践を予定されている方々がおるということで、今私もお聞きして大変うれしく思ったしいでございませけれども、それらの方々のですね、加工施設と申しますか、それらについてはどのような計画をお持ちなのか分かればお聞きしたいと思ます。

それと併せてですね、2番目の企業の農業参入なんですけれども、現在ですね、どのような企業と申しますか、企業が何社ぐらい町内ですね、農地を活用してやっっているのか。その辺もお聞きしたいと、面積等も分かりましたらおおよそで結構ですから教えていただきたいと思ます。

○議長 当局の答弁を求めます。

佐藤産業課長！

○産業課長 ただいまのご質問にお答えいたします。

加工施設でございますけれども、加工施設といたしましては、三春の里田園生活館の脇に一部ございますけれども、まだきちんとした形の加工施設としては運用されていないところもありますので、今後その加工施設については今後の課題ということで検討して参りたいというふうに考えております。

2点目の企業の参入でございますけれども、新たに今回は沢石の小学校を使うということで企業参入がございましたが、現在までには2社程度の企業が参入をしております。面積につきましては、手元にちょっと資料がございませんが、支援をしているところでございます。

以上でございます。

○議長 質問があればこれを許します。

渡辺正久君君！

○8番（渡辺正久君） 加工施設でございますけれども、これ例えばなんですけれども、昨年休校しました桜中学校の調理施設とか我が御木沢地区の公民館にも立派な調理施設がございま

すので、そういうものを活用してできれば活用していただきながらですね、個人等でなくてもグループでやってみようとか、いろいろ考え方はあるかと思うので、その辺を一つ積極的に推進していただければと、また活用できれば活用していただければ良いんじゃないかと思しますのでその辺のお考えを一つはお聞きしたいと思います。

それとですね、遊休地の解消なんですけど、今企業が町内の遊休地を利用しているということなんですけど、今後いろいろ考えてみましても多くの参入と、大規模な活用というのはなかなか正直望めないと思います。ただし、農地ですね荒廃を含め遊休農地の問題は大変深刻な課題でもあります。これらをですね、解消するにはそれぞれですね、今行っております町の農業関連施策を単独的に行うのではなく一つ複合的に考え、また先ほどから出ていますJAですね、との連携ですね、これらも含めて実施していただければ、例えば集落的な営農やまた集落での共同作業、そういうのが少しでもですね、実現することができれば今度は企業との連携とか、または共同で行うというようなことで遊休地の利用拡大に繋がるんじゃないかというふうに思います。それらについて、どうなのかちょっと見解をお聞きしたいと思います。

○議長 当局の答弁を求めます。

鈴木町長！

○町長 再々質問にお答えいたしますが、もう農業の6次化が叫ばれてかなり年数が経っていると思うのでありますけれども、実際進めようとしても難しさがございます。個人でやる気のある人、出来る人はもう三春町でも何人になりますかね、結構保健所の指導を受けて加工施設を作って、そして有利な販売をされている方々がございます。ただ、個人でできない人たち、今産直でも加工物というのは保健所の許可を得た加工施設で作った物でないとか売れないということになるようでありまして、産直でもこの加工施設がないところで作ったのは売れないということになりますと非常に産直そのものに影響があるんですね。TPPがどうなるか全く見通しがありませんけれども、三春町のような中山間地農業はやっぱり少量多品種といえますかね、6次化して加工して有利な販売をして行くというのが、今後の三春町の農業ではないかというふうに考えておりまして、そういう場合にそれでは個人では加工施設を持ってないけれども公の加工施設があれば誰でもそこに行って加工できると、そういうふうな施設を考えられないかということで、担当課に指示をしているわけでありまして、そのためにはですね、加工してやりたいという人たちをまず養成するというかね、集まっていたいてそういう人たちがどのくらいいるのかと、そういうところから始めていかないと施設は作った、利用する人はいないでは困るんでありまして、今その辺も含めてですね、担当課でいろいろ検討に入っているという状況でありますので、ご理解をいただきたいと思っております。

遊休農地解消の一つとして企業の参入を促進しているということでもありますけれども、これは今後もですね、積極的に企業参入に取り組んで行きたいというふうに思っております。

それから、今後の地域農業ですけれどもいずれはですね、もう高齢化になって自分の土地を自分で耕せないという人たちがどんどん増えてくると思われま。そうした場合には、何と言っても集落営農、その集落で何人か二人でも三人でも良いですが、何人かでグループを作ってですね、集落の農地を借り受けて栽培、農業経営を進めると、こういうふうな方法が私は一つの方法として進めるべきではないかなとこんなふうに思っております。水田だけでなくですね、畑もそういう方向で出来ないか。これから十分、検討課題であるなど思っております。

○議長 質問があればこれを許します。

渡辺正久君君！

○8番（渡辺正久君） ただいま町長の方からですね、6次化につきましては個人でやるのには限界もあるというようなここでもう少しですね、大きな規模でというかグループ団体でやるような方向性が良いのではないかというお話しでしたけれども、私もまったく同感であります。昔ですね、我が御木沢農協で三春牛乳をやっておりました。あれなんては最たる6次化の一つであったと今から考えれば思います。そういうようなことで、私もですね、個人でやるのには年齢的な問題もありますし、それよりはやはりですね、若い方に起業してもらおうというようなことに視点をおいて先ほどありましたようにですね、そういう人たちが町内に本当にいるのかどうかね、いるとすれば本当にプロジェクトチームを作っているような研修、研究をしていただくというふうなことでやっていただければと思うんですがいかがでしょうか。

それともう1点。遊休地の解消についてでありますけれども、先ほど集落営農と答弁されましたが、私はグループもそうでしょうけれども農地をですね、受入れて栽培するというのはちょっと限界があるのではないかというような気がします。それよりもですね、農家の人たちに物を栽培してもらおう。同じ作物を栽培してもらって収穫・販売を分離するというか、そちらを企業ないし、団体、農業法人であれば農業法人に作っていただければそれで良いんですが、返ってですね、一括委託というよりも分業制というかそういうふうな考え方、そうした方がとりあえずですね、高齢化した農家の皆さんにも収穫販売まではしなくても作るだけ作ってくれと、後はこちらで引き受けて収穫・販売するというようなそういうふうな考え方はどうかというふうに私は思っているんですが、それについてちょっとお答えいただければと思います。

○議長 当局の答弁を求めます。

鈴木町長！

○町長 遊休農地解消にしる、あるいはどういう農業形態がね良いのかというのは、問題はどれだけやる気のある人がね、いるかということに繋がるんだろうと。やる気のある人がどういう形態を選んでやろうとするのか。それに尽きるような気がいたします。農協の組織がありますから販売は農協でと言うならそれはそれで良いと思いますけれども、今はいろんな形態がね、国内でも生まれているようでもありますのでね、これが良いこれが良いといっても問題はやる気のある人がどういう考えでどういう形態をね、選択するかということに尽きるような気がいたします。ですから、私は一つに方法として申し上げたんであってね、これでなきゃだめとかそういうものでなくてですね、やっぱり柔軟な発想の中でこれからの農業というのはやっぱり展開されるんだろうとこういうふうに思っております。

○議長 質問があればこれを許します。

（ありませんの声あり）

○議長 11番小林鶴夫君！質問席に登壇願います。

質問を許します。

○11番（小林鶴夫君） 議長の許可の下、先に通告いたしました磐越東線開通100周年記念事業について質問いたします。

三春町史によりますと東北を縦貫する東北本線は明治24年西暦で1891年に起工し5年後のですね、同年29年西暦1896年に既に東京・青森間が全線開通しております。奥羽線も明治38年西暦1905年にですね、開通しております。磐越西線、当時は岩越線、岩を越える線路と書いてありますけれども、岩越線と称していたようですが、明治37年には郡山・喜多方間が開通し、新潟に延長中であったと載っております。常磐線も明治31年には宮城

県の岩沼まで開通しております。このような中でですね、東北本線と常磐線を繋ぐ連絡路線がなくてですね、東西を横断する鉄道を望む声が強く、明治30年7月にはですね、いわゆる民営でですね、仮免許が下りたようですが具体的にならなかったと記されております。そのごですね、明治政府は鉄道の民営化を打ち出し、これに対して政党間の対立等があってですね、平と郡山の間のですね、鉄道新設にも影響しまして磐越東線、以前は平郡線と言っていたようですが、郡山と三春町が開通したのは磐越西線より10年近く遅い大正3年西暦で1914年7月21日となりました。いろいろ難しい問題の中でですね、開通して今年がちょうど100周年になります。昨年ですね、9月定例会でも質問いたしました、今年三春町にとって記念すべき年となるので、JR東日本・町・商工会・観光協会等がですね連携し、記念のイベントを開催してはと提案いたしました。これに対しまして町は、「町としては今後三春駅や関係諸団体と協議し、今後の事業計画を検討して参りたい。」との答弁でした。

それからもう半年経ちますのでその後のですね、検討内容や事業計画がございましたらお伺いいたします。

○議長 質問に対する当局の答弁を求めます。

佐藤産業課長！

○産業課長 ただいまのご質問にお答えいたします。

磐越東線の郡山三春間の開通100周年記念事業につきましては、お質しのありました昨年9月の議会以降数回にわたり、三春駅とも協議を進めて参っております。また、町商工会や観光協会にも事業協力をお願いしているところでもあります。実施方法としましては、関係する機関で実行委員会を結成し、開通日である7月21日、この日は海の日で祝日となります。この日に記念イベントを実施する計画で、三春駅や駅前広場を利用して、例えば昔の三春駅や街並みの写真展、鉄道にかかわるものの展示、家族で楽しめるイベントや記念品の販売、その他100周年記念にふさわしいイベントを開催したいと考えております。

事業費につきましては、新年度の当初予算に計上しております観光振興費のイベント補助金での対応を考えております。

今後は、新年度に入りましたら、関係機関と実行委員会を組織し、さらに具体的な事業計画をまとめていく所存でございます。

以上でございます。

○議長 質問があればこれを許します。

小林鶴夫君！

○11番(小林鶴夫君) ただいまの答弁によりますと開通当日にですね、いろんな催しを計画しているということ大変うれしく思います。新年度といっても来月になりますけれども、実行委員会を設けてさらなる検討ということひとつよろしくお願ひしたいと思ひます。

今月の広報3月号にも書いてございましたけれども、ことしの4月から6月まではですね、ふくしまステーションキャンペーンのプレ、前年と、来年27年4月から6月までがですね、本番のふくしまステーションキャンペーンが大々的に計画されておって、その前年となりますのでプレふくしまステーションキャンペーン期間がですね、本年の4月から6月と。それに続けてですね、7月21日になりますけれどもこのキャンペーンにもですね、磐越東線開通100周年を一つ載せてはいかがかなと思うところなんですけれども、町の考えをお聞かせ願ひます。

○議長 当局の答弁を求めます。

佐藤産業課長！

○産業課長　ただいまの再質問にお答えいたします。

プレDCに7月21日のイベントを載せてはということでご提案をいただきました。三春駅ともですね、PRを兼ねまして期間外ではありますが100周年記念事業をするというPRをして行きたいと。また、100周年を迎えるという広報をして行こうというようなお話しをしているところでございます。

以上です。

○議長　質問があればこれを許します。

小林鶴夫君！

○11番（小林鶴夫君）　今のプレDCも有効に活用していただければと思いますのでよろしくをお願いします。

質問、細かく途切れさせて申し訳ないですけれども、この開通はですね、単なる三春駅だけじゃなくて郡山と三春間の開通、全線開通したのはもっと後になりますけれども、ちょっと三春町史に戻ってしまいますけれども、ちょっと興味深く読んだもんですから、その当時はですね、この磐越東線、平郡線の開通が非常に待ち望まれたようですね、郡山開通の当日には当時郡山にですね、関係の人たちあるいは地元の有志等がですね、千数百名と、三春町史によりますと千数百名ちょっと細かい数字忘れましたが、そういうふうに郡山でも何か大々的にやっているというふうに残っておりました。確か昨年、郡山にあります県中振興局の局長さん、今ちょっと名前をお忘れしてしまいましたけれども、県中の局長さんもですね、この磐越東線100周年にはちょっと興味を持っておりましたので、今町として県中のですね、郡山にあります県中の振興局と何かコンタクトを取っているのかを分かりましたら教えてください。

○議長　当局の答弁を求めます。

佐藤産業課長！

○産業課長　ただいまのご質問にお答えいたします。

磐越東線三春郡山間の100周年記念事業につきましては、今のところはまだ県中振興局との協議は進めてはおりません。ただ、平成29年に全線開通となりますと広域的な事業になるかと思っておりますので、その時には検討して行くことも考えられるかというふうに思います。

以上です。

○議長　質問があればこれを許します。

小林鶴夫君！

○11番（小林鶴夫君）　今のお答えですと全線開通の時という答弁でございまして、せっかくの機会ですからですね、県中の方もですね、ちょっと1回声かけをしてですね、せっかくの機会ですから盛り上げていただければと思います。

何度も三春町史の話になってしまいますけれども、当時ですね、開通の日から3日間三春町内ですね、大売出しをやったと。それと三春の議会もですね、特別にこれに対して何か、9月の時もちょっと話しましたがけれども当時ですね、鉄道開通祝賀協賛会というのを設立して当時のお金で500円、現在ですと多分150万円くらいだと思うんですけれども、そういう予算も議会として付けてですね、大々的にやったという経過がございまして、100年間のはもう1回しかございませんのでですね、県中とも一つ打ち合わせて声かけしていただければと思います。よろしくをお願いします。

○議長　当局の答弁を求めます。

佐藤産業課長！

○産業課長　ただいまのご提案いただきました件につきましては、さらに関係機関とも協議し

ながら相談して行きたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

○議長 質問があればこれを許します。

(ありませんの声あり)

○議長 それではここで暫時休憩いたします。再開は午後 2 時 5 0 分といたします。

……………・・ 休 憩 ……………

(休憩午後 2 時 3 9 分)

< 休 憩 >

(再開午後 2 時 5 0 分)

……………・・ 再 開 ……………

○議長 それでは、休憩を閉じて休憩前に引き続き再開いたします。

1 0 番佐久間正俊君！質問席に登壇願います。

第 1 の質問を許します。

○1 0 番 (佐久間正俊君) ただいま、議長の許しを得ましたので 2 点について質問をいたします。

1 点目といたしまして、三春町消防団の減少についてお伺いします。

始めに、三春町消防団の皆さんには会社に勤務され、またサービス業・自由業に勤務されている団員の皆様に日頃の消防団活動に対して大変ご苦労様です。団員の皆様に感謝を申し上げます。三春町民の安心安全のために今後ともよろしくお願いを申し上げます。

さて、毎年消防団員が減少しています。町当局はどのように考えているのかお聞かせ願います。

○議長 第 1 の質問に対する当局の答弁を求めます。

佐久間総務課長！

○総務課長 お答えを申し上げます。

防団員の減少についてであります。町の消防団員数は平成 2 5 年 4 月 2 日現在です。ね、条例定数 5 0 0 名に対し実員数は 4 6 1 名であります。その内訳を申し上げますと、団本部が定員 3 1 名に対して実員が 3 0 名、三春分団が定員 1 0 5 名に対して実員が 9 5 名、沢石分団が定員 6 0 名に対して実員も同数の 6 0 名、要田分団が定員 5 4 名に対して実員が 4 5 名、御木沢分団が定員 4 8 名に対して実員が 4 0 名、岩江分団が定員 6 3 名に対して実員が 5 9 名、中妻分団が定員 5 8 名に対して実員が 5 1 名、中郷分団が定員・実員とも 8 1 名ということでございまして、年々減少傾向にあります。

団員の減少につきましては、全国的な少子化による若年層人口の減少、それから、雇用形態の変化や地域コミュニティの低下などが要因としてあげられております。

消防団員はですね、日頃の予防消防活動はもとより、火災や自然災害などの災害発生時には消火活動や災害応急活動など、重要な責務を果たしていただいております。加えて、地域の消防防災のリーダーとしてですね、地域住民の安全・安心を守るため地域防災力の向上に大きく貢献いただいているところでございます。

消防団員の確保につきましては、施設設備の充実や待遇改善はもとより、消防団へ参加しやすい環境づくりが重要であると考えておまして、これまでに昼間の人員確保と役割分担による団員の負担軽減を図るため、消防屯所のセンター方式や機能別消防団員制度を導入するなど消防力の維持に努めて参りました。

しかしながら、消防団員の減少傾向については、今後も進むものと考えられておりますので、

消防団員の活動のあり方などを総合的に検討しまして、消防防災力を低下させないような方策について、今後、消防団とも一緒になってですね、協議して参りたいというふうに考えておりまのでよろしくお願いをもうしあげます。

○議長 質問があればこれを許します。

佐久間正俊君！

○10番(佐久間正俊君) 今課長の方からですね、センター方式というような答えが出ましたけれども、そのセンター方式というのは具体的にですね、どのようにするのかお聞かせ願います。

○議長 当局の答弁を求めます。

佐久間総務課長！

○総務課長 お答えを申し上げます。

現在、具体的にですね、実施しているところはですね中妻分団、それから沢石分団、今後ですね実施しようとしているのは岩江分団その三つの分団でございます。

今まである各部の屯所をですね、統合して一ヶ所にまとめて、センター的な屯所にするというふうな方式でございます。

以上でございます。

○議長 質問があればこれを許します。

佐久間正俊君！

○10番(佐久間正俊君) センター方式にするとなるとその定数の問題はどのようなふうになるのか。定数の見直しは今後考えて行くのか。その辺をお聞かせください。

○議長 当局の答弁を求めます。

佐久間総務課長！

○総務課長 お答えを申し上げます。

センター方式にすればですね、少ない人員でも団員が活動できるというふうな考えの基に方式を取ってございますので、今後ですね、定数の見直しとどうするのかというふうなご質問でございますが、それらも含めてですね、定数の見直しも含めて検討して行きたいというふうに考えております。平成10年にですね、実は1回定数の見直しを行ってですね、定数減をしているというふうな状況でございます。それ以来15年以上経過してございますので、見直しの時期に入っているのかなというふうに考えております。

よろしくお願いたします。

○議長 質問があればこれを許します。

(ありませんの声あり)

○議長 第2の質問を許します。

○10番(佐久間正俊君) 第2の質問に移ります。

消防団員の報酬額について質問いたします。

消防団員の皆さんは災害・火災が発生すれば直ちに出勤要請が出ます。すなわち365日拘束されているようなものでございます。町として報酬額の見直しは考えているのかお伺いたします。

○議長 第2の質問に対する当局の答弁を求めます。

佐久間総務課長！

○総務課長 第2の質問にお答えを申し上げます。

消防団員の報酬につきましては、条例に規定されておりますとおり、団員の階級に応じ年間の報酬額が設定されております。また、消防団員が火災等に出動した場合には、同一単価で出勤手当を支給しているところであります。

ご質問にありましたとおり、消防団員は昼夜を問わず災害発生時には、一致団結して献身的に対応していただいているところであります。火災や自然災害はもとよりですね、日頃の火防督励、各種消防団行事や訓練、地域イベント等への参加など、その活動は実に多岐に渡っておりまして、まさに頭の下がる思いでございます。これら消防団の活動を支援していくため、また、消防団員確保の観点から報酬額は重要なものであるというふうに認識しております。

国の退職報償金制度の改正によりまして、平成26年4月1日以降の退職者については、消防団員をですね、なるべく長く続けていただくことを目的に、退職報償金の引き上げが行われる予定になってございます。

他の自治体とのバランスも考慮すべきと考えますが、町が必要とする防災体制や団の活動実態を踏まえた報酬額の設定が必要であろうというふうに考えておりまして、今後は、消防団の活動しやすい環境整備を進めるとともにですね、団員報酬については検討して参りたいというふうに考えておりますのでご理解をいただきたいと存じます。

○議長 質問があればこれを許します。

佐久間正俊君！

○10番(佐久間正俊君) 報酬の件でございますけれども、例えば田村市、小野町と比べて三春町はどのくらいの金額なのか。その辺を教えてくださいと思います。田村市と小野町の金額もですね、併せてお答えいただければお願いします。

○議長 当局の答弁を求めます。

佐久間総務課長！

○総務課長 ただいまの質問にお答えをいたします。

田村市と小野町と比べた団員の報酬でございますが、田村市から順に団員方ですね、報酬額を申し上げます。

団員報酬がですね、田村市は31,000円、班長が38,000円、副部長が52,000円、部長が68,000円、副分団長が84,000円、分団長が117,000円、副団長が198,000円、団長が241,000円であります。次に小野町であります、団員が26,500円、副班長が41,000円、班長が57,000円、部長・副部長はおりませんので、副分団長が87,000円、分団長が103,000円、副団長が145,000円、団長が210,000円あります。三春町も申し上げますと団員が25,000円、班長が35,000円、部長が61,000円、副分団長が84,000円、分団長が108,000円、副団長が144,000円、団長が210,000円というふうなことでございます。

以上でございます。

○議長 質問があればこれを許します。

佐久間正俊君！

○10番(佐久間正俊君) 田村市、小野町の金額を今聞きましたけれども、団員・班長このクラスですね、団員の場合三春町は25,000円、小野町は26,500円、田村市は31,000円ということで、ある程度これ報酬額を上げてやっても良いんじゃないかなというふうな考えですけれども、その辺はどうでしょうか。

○議長 当局の答弁を求めます。

鈴木町長！

○町長 消防団員の報酬については、前向きに検討させていただきたいと思います。

○議長 質問があればこれを許します。

(ありませんの声あり)

○議長 3番影山初吉君！質問席に登壇願います。

第1の質問を許します。

○3番(影山初吉君) 先に通告しておきました事項について質問をいたします。

第1ですが、約1ヶ月後に迫りました平成26年三春滝桜観光対策について伺います。

1点目ですが、タクシー乗降場所として、滝の平臨時駐車場の指定は高齢者や弱者利用者側にとって適正なのか伺います。

2点目であります。滝桜あつての三春町だと思います。おもてなしの心で開花前の観桜料金、徴収を再検討すべきと思いますが当局の考えを伺います。

3点目であります。桜観光の広域連携と渋滞の緩和対策として交通量の分散化を図るため、県道谷田川三春線過足地内未改良道路の早期改良着手を郡山市と連携して県に強く要望すべきと思いますが当局の取り組みについて伺いをいたします。

○議長 第1の質問に対する当局の答弁を求めます。

佐藤産業課長！

○産業課長 第1の質問にお答えをいたします。

タクシーの乗降場所については、昨年は大字滝字嘉屋の県道沿いにも設置しておりましたが、バス乗降場所の近くに設置して欲しいとの要望があり、今年、臨時バスとシャトルバスの乗降場所である原石山側の滝の平駐車場にタクシー乗降場所を設置する予定で準備を進めております。歩行が困難な方、障害のある方などについては、県道沿いの障害者用トイレのある花見ヶ丘駐車場を身体障害者専用として、利用していただいております。そのことから、引き続き広報や周知を図って参りたいと考えております。

また、ご利用者からのご意見等を参考にしながら、タクシー会社とも乗降場所の適正な場所について引き続き協議をして参りたいと考えております。

第2の質問にお答えをいたします。

滝桜観桜料につきましては、平成22年よりそれまでの駐車場使用料と滝桜協力金を合わせまして、滝桜観桜料として条例に基づきまして、観桜期間に訪問された来場者からお一人300円の観桜料をいただいております。開花前の来場者には、三春滝桜カードの配布や平成25年には、再入場券の配布を実施してご協力をいただきましたが、開花前の観桜料徴収には観光客の皆様からもご意見もいただいているところでございます。つきましては、今年、滝桜観桜料につきまして開花宣言後から徴収することで、準備をしているところでございます。

また、滝桜紹介のパンフレットを新たに作成し、お配りできるよう準備も進めております。滝桜への訪問を楽しんでいただけるようさらに改善を検討していきたいと考えております。

質問の第3目でございます。

県道谷田川三春線過足地内の未改良区間については、10年以上改良要望をしている路線であります。平成16年3月には、三春町長と郡山市長から改良についての要望書を福島県に提出し、その後も毎年、三春町は要望を行っております。

福島県におきましても、県道改良等の要望箇所が非常に多く、未だ事業化されておりませんが、今後、整備が必要な路線であると認識しているところでございます。今後も郡山市と連携を取りながら、改良に着手されるよう要望を行って参ります。

以上でございます。

○議長 質問があればこれを許します。

影山初吉君！

○3番（影山初吉君） 第1点目であります。タクシーの乗降場所、俗にいうタクシーヤードですね。滝の平臨時駐車場に設けるといことで、なお検討の余地はあるということではありますが、私が測ってみたところ、滝の平から滝桜まで南側通っても北側通っても丁度700mづつあるんですね、1周すると1.4km。そういう中で健康な方は散歩しながら花見ができて、高い所まで登って眺めも良かったというふうに大変喜ぶと思うんですが、お年寄りや弱者の皆さんはタクシーから降りて「こっからあそこまで歩くのかい」と「見ないで帰る」という人は去年何人もいたそうであります。そういうことから、身障者用のタクシーヤードもあると聞きますがせめてですね、タクシーを利用する人は高齢者や弱者の皆さんが多いと思うんですね、そういうことで以前あった滝集会所周辺になんとか設けられないかということを検討していただきたい。そのように思います。

第2点目であります。開花前は今年観桜料は徴収しないということではありますが、あんまりあっさり方向転換してもらって大丈夫なんでしょうかこれ。なぜならば、資料を見ますとですね、24年度は開花前17日間ありましてですね、45,317人が開花前、金額にして13,595,100円。全体数の24.8%ということは4分の1が開花前に来ているということであります。25年度はですね、開花前は2日間、1,067人、金額にして320,100円。これは率にしますと大したことありませんが、その中で去年からは再入場券というのを発行しております。それは1,067人に対して再入場してくれたのが182人あります。パーセントでいいますと16.82%であります。今年も4月5日から桜まつりを5月5日までしますよと31日間。この中でですね、もしもでよ4月末頃開花したらほとんど観桜料収入はなくなるはずですよ。そこまで考えて対応したのか。一つそれも伺っておきますし、これは前から議会でも言っているとおり、観桜料でなくて入場料にすれば開花前から何らトラブルなく頂ける入場料だと思います。そういうことも含めて検討すべきだと思います。ただ、私が言ったとおり、滝桜あって三春町でありますし、おもてなしの心でということでのそのような考えを持っていただいたことは大変良いことだと思いますが、今まで訴えるよというような話しまで出ているトラブルでありますので、寛大な気持ちで取り上げていただいたのは大変ありがたいと思いますし、町一番のイベントでありますので、もし、マイナス面が出ましたならばね、寛大な気持ちで補正を組むなりして取り組めば良いと思いますが、このように開花前の観桜料を取らないということ断言して良いんですね、これを聞いておきます。

続きまして3点目ではありますが、未改良部分はちょうど郡山市との境目で久保田橋とあるんですが、そこを挟んで約300から400mなんですね。ここを改良すれば大型バスも通って隣の地蔵桜と行ったり来たりして交通量の分散も図れるということ、また、生活道路でもあること、今本当にあそこちょうど狭くなって大変な場所なので10年以上県に要望しているという答弁でありましたが、引き続きですね、要望をお願いします。これは建設課からの要望なのか産業課から要望するのかその辺の伺っておきます。

以上であります。

○議長 当局の答弁を求めます。

佐藤産業課長！

○産業課長 ただいまのご質問にお答えをいたします。

タクシーの乗降場所につきましては、タクシー業者の方ともいろいろと協議を進めているところでございます。今後とも利用の状況、また、利用者からの声を参考にどのような対応が良いのかは今後検討して行きたいと思っております。

2番目の観桜料につきましては、この観桜料の徴収につきましては、長年にわたりましていろいろと議論を進めて来たところであります。議員ご指摘のように開花が遅れた場合には町の損失ということがかなり危惧されるのではないかとということで、これは平成24年度は例外的にかなり遅かったというのもございますが、いろいろと庁舎内でも議論をこれについては進めて来たところでございます。今年につきましては、平年通りの開花かなというような予想もされますので開花宣言、どの時点で開花宣言をするかにつきましてはまだ検討の余地があるかと思っておりますけれども、観桜料の徴収は開花宣言をした後にということで今年は進めさせていただきたいと思っております。それ以外のいろいろご提案をいただいた件につきましては、改めてまたいろいろと検討課題とさせていただいて、今後とも協議を進めて行きたいというふうを考えております。

3点目については、町長の方からということでよろしくお願ひいたします。

○議長 鈴木町長！

○町長 3点目については、私からお答えをしたいと思います。

県道谷田川線の三春と郡山の境部分ですね、未改良部分は私も何度か見ておりますけれども、郡山市分の方が多いんですね、距離的にはね。私が町長になった時に郡山の市長と一緒にあって県の方に要望書を提出したりしております。その後、毎年のようにですね、県に要望はしているんですけども、県は県中管内でですね、特に三春町周辺の県道、特に郡山との境部分の改良部分がかなり残っております。今やっているのは黒木部分ですね、大変な工事をやっておりますけれども、そういう工事が終わらないとなかなかそちらに回らないという話しなどもいただいておりますのでですね、これからも引き続き要望はして参りたいとこのように考えております。

○議長 質問があればこれを許します。

(ありませんの声あり)

○議長 第2の質問を許します。

○3番(影山初吉君) 2番目の質問に入ります。

街なか観光と市街地活性化についてであります。歴民に関する質問であります。歴民友の会の会長始め会員の皆さん、スタッフの皆さんのがんばりに感謝をしておりますが、年々入館者が減少しております。その要因はいろいろあると思いますが、一番はやっぱり高台にあることがネックになっているのかなと私は思います。

そういう中ですね、三春町歴史民俗資料館を中町の3棟の蔵に移転し、半径100m以内に歴民と人形館、伝承館を集約し、中町の駐車場を利用しながらですね、完成まじかな桜川河川周辺をも含めてですね、街なか観光と中心市街地活性化を図るべきと考えますが当局の見解を伺います。

○議長 第2の質問に対する当局の答弁を求めます。

鈴木町長！

○町長 質問にお答えいたします。

歴史民俗資料館は、観光施設としての側面もありますが、文化・教育施設と町では位置付け

ていおります。資料館では、三春町の歴史や文化に関わる資料を収集・保管し、調査・研究した上で、それらの代表的な資料を展示・公開することで、町民文化の向上を図るとともに、観光客等に三春の紹介をしております。

資料館では、大切な資料を適切な温度や湿度で管理するための収蔵庫を備え、資料の保全を図るための様々な管理を行っています。中町の蔵は、収蔵できる容量が小さく、温湿度等の管理もできないことから資料館を移転することは考えておりません。なお、中町の蔵の具体的な運用については、商業や観光の拠点として有効な活用が図られるよう、今後、内容を詰めてまいりたいと考えています。

街なかには、神社仏閣をはじめ歴史的・文化的資産が数多く存在しています。また、桜やもみじをはじめ豊かな自然を気軽に楽しむこともできます。これらの地域資源を有効に活用するとともに、盆踊りやだるま市などの伝統行事をはじめ、春まつりや三春ウォークなどのイベント等を通して街なかの賑い創出に取り組んできたところであります。

また、現在、桜川改修事業に合わせて裏道整備や百杯宴の碑などの周辺整備を進めており、城下町らしい景観形成と街なかの回遊性の向上を図って参りたいと考えております。

今後とも、観光協会や商工会などの関係団体や地域の皆さんと連携し、ソフト事業や観光PR、おもてなし態勢などの更なる充実を図りながら、街なかの観光振興と中心市街地活性化に取り組んで参りたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長 質問があればこれを許します。

影山初吉君！

○3番（影山初吉君） 歴史民俗資料館はですね、皆さんご存知のとおり昭和58年に開館して早や30年を過ぎております。そういう中で58年の開館当時はですね、企画展も含めて31,515名の入館者がございました。1年間に31,515名。平成24年度はですね、5,644名でございます。毎年毎年減っているのが実情であります。今町長から答弁があったとおり、伝承、文化を継承して行くんだよという面で、いろんな設備を整えていないとできないんだよということではありますが、こういう現象がこれからも続くと思われませんが、このまま対策を取らないでこのままの状態ですとと同じ状態で歴史民俗資料館を運営して行くのか。その点、1点を伺います。

あとですね、蔵ですが蔵を利用してですね、特別展等を企画できないかとそういう考えも一つ検討していただきたい。なぜならば、今3棟の蔵はですね、伺いますが、改修状況、整備状況はどうなのか。3棟の蔵、その中で利用状況はどうなのかと。あと改修に掛かった金額はどうなのかと。そういうことを踏まえながら、あそこはやっぱり使うことによって中心市街地の活性化が図られるわけでございますので、その点をまず伺います。

○議長 当局の答弁を求めます。

滝波生涯学習課長！

○生涯学習課長 ただいまの再質問にお答えいたします。

1点目の歴史民俗資料館の入館数が減少して行く中でこのままの状況で進めるのかというご質問でございますが、歴史民俗資料館においても入館者の減少については、大変苦慮しているところでございます。資料館としましては、特別展等におきまして今年度でありますと、「三春と馬」の開催におきましては、駐車場の入口から資料館まで旗を掲げまして、それを見ながら入館していただくような入りやすいと言いますか、登り道が急でございますので、なるべくそれを感じさせないで入館していただくような方策をしまして、今まで以上の入館者数がござい

ました。また、この特別展におきましては、アーツ&クラフツとの共同により、街なかの蔵と資料館を併合しまして両方での開催をしているところでございます。今後も入館者数を増やすため登り道の施策や特別展を考慮し、なるべく町民はもとより観光に来られた方々に紹介できるように進めて参りたいと存じますのでご理解をいただきたいと思っております。

○議長 産業課長！

○産業課長 2点目のご質問についてお答えいたします。

蔵を利用してという点と蔵の改修状況、金額というところでございますが、まず改修の状況でございますけれども、平成24年度につきましては、蔵は全部で3棟ございまして、その内一の蔵、二の蔵、三の蔵と手前の方から名称を付けておりまして、二の蔵の改修が済んだところでございます。25年度につきましては、一の蔵と三の蔵ということで、工事を進める予定でございましたが、工事がちょっと遅れておる状況でございます。改修の金額につきましては、合計しまして32,655,000円で建物の改修工事を計画しております。利用状況でございますけれども、まだ完成をしておりませんが若干利用しております。先ほど生涯学習課長からもお話しがありましたが、三春アーツ&クラフツというイベントを平成24年と平成25年に行っております。これにつきましては、平成25年度は一の蔵、二の蔵を活用しましてそこで手作りの工芸品などの展示販売及び広場を使ったイベント・コンサート等も行っております。これにつきましては、文化伝承館それから商店の中の空間を利用して事業を行いまして、ちょうど台風の時期ではございましたけれども人手で賑わったというような実績もございます。また、三春スタンプ会の抽選の会場として平成25年の12月に利用をされております。

3棟の蔵の件につきましては以上であります。

○議長 質問があればこれを許します。

影山初吉君！

○3番（影山初吉君） 今年度はですね、歴民の入場者が入りやすいように旗を立てたりいろいろ工夫をして取り組んでいるよということはお聞きして理解はします。ただですね、今年からですね2、3年は大変、入口が混雑するのではないかと。それはですね、桜川河川改修を含めて桜谷橋の改修、それに伴い今度は役場庁舎の建設、もし建設が終われば旧庁舎の解体ということで、入口が相当混雑すると思うんです。そういう中でまたまた入館者が少なくなるのではないかと私はそう危惧しておりますが、その辺をどう対処するのかまずお聞きします。

あとはですね、商工会等にもですね、蔵の活用というここのを流しておりますが、私はこの蔵を改修して存分に使って活性化を図るということで、お金は多少かかっても良いだろうと私は思います。ただ、費用対効果なんですね、一時期だけ使って後はぜんぜん使わないんだよと、借りる人もいないんだよというのでは活性化にはならないと思うんですね。これをいかにして年間を通じてこの蔵が活用されるかというのは、これからやっぱり町の対応だと思うんですね。そういう関係をどう取り組むのかお伺いをいたします。

○議長 当局の答弁を求めます。

滝波生涯学習課長！

○生涯学習課長 ただいまのご質問にお答えいたします。

26年度より、入口等について工事等が行われることについては、関係する観光協会や桜川改修工事の担当の方と協議しながら入口等について検討し、案内看板を再設置する等、行って参りたいと考えております。また、後免町の福聚時の桜や人形館、改修された桜川沿線を通り

ながら歴史民俗資料館へ導く案内等を考慮し、入館者数を減らさないよう検討して参りたいと考えますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長 佐藤産業課長！

○産業課長 2点目の蔵の活用の件でございますけれども、議員からご指摘ありましたように商工会の中でもいろいろとあそこの活用については、ご意見をいただいておりますので、引き続きあそこの有効利用、中心市街地に人が集まって賑やかで活性化が図られるような検討を引き続きして参りたいというふうに思ひますのでよろしくお願ひいたします。

○議長 質問があればこれを許します。

影山初吉君！

○3番(影山初吉君) 最後にいたしますが、歴民58年度に開館いたしまして、当時はですね、大林組さんで建設しましてすばらしい歴民を造ったものと思ひますが、30年が経過して毎年毎年、1,000人からの入館者が減ってくるということで、いつの時点とは言ひませんが、いつまであそこに固執するのか。それはですね、やっぱり入館者は高齢者が多いんですね。高齢者が多いのに高台にあるということで大型バスも入れない。マイクロバスも上がれないというようなところでは先が見えていと思うんですね。大変立派な施設でもあるし、いろいろ改修もしているのでもったいないと思ひますが、あれを何か並行して使ひながらやっぱり街なかに下ろしてくるべきだと思うんですが、近い将来そういう考えは持たないのか。その辺をお聞きして質問を終わります。

○議長 当局の答弁を求めます。

鈴木町長！

○町長 議員がおっしゃるのは一理あるなと思ひますが、歴史の町三春の貴重な資料をですね、あそこに収集してそして町内の小学生や中学生やあるいは一般の方々があそこで三春町の歴史を学ぶというそういう一面を持っているわけでありましては先ほど課長からも申し上げたとおりですね、今後も減らさないような努力、工夫をして行くということではね、資料館を閉館するという考え方には至っておりません。

○議長 これにて一般質問を打ち切ります。

……………・散 会 宣 言 ・……………

○議長 以上で本日の日程は終了いたしましたので、これで散会といたします。

傍聴者の皆さん、ご苦勞様でございました。みなさんご苦勞様でした。

(散会 午後3時42分)

平成26年3月14日（金曜日）

1番 陰山 丈夫	2番 渡辺 泰 譽	3番 影山 初 吉
4番 佐藤 弘	5番 本田 忠 良	6番 本多 一 安
7番 儀同 公 治	8番 渡辺 正 久	9番 三瓶 文 博
10番 佐久間 正 俊	11番 小林 鶴 夫	12番 橋本 善 次
13番 鈴木 利 一	14番 渡邊 勝 雄	15番 佐藤 一 八
16番 日下部 三 枝		

2 欠席議員は次のとおりである。

なし

3 職務のため議場に出席した者の職氏名は次のとおりである。

事務局長 橋本清文 書記 近内信二

4 地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職氏名は次のとおりである。

町 長	鈴木義孝
副町 長	橋本國春

総務課長	佐久間 收	財務課長	鈴木正人
住民課長	工藤 浩之	除染対策課長	村田浩憲
税務課長	佐久間 幸久	保健福祉課長	影山敏夫
産業課長	佐藤 哲郎	建設課長	伊藤 朗
会計管理者兼 会計室長	遠藤 弘子	企業局長	増子伸一

教育委員会委員長	武地 優子	教育 長	遠藤真弘
教育次長兼教育課長	橋本 良孝	生涯学習課長	滝波 広寿

農業委員会会長	宗形 義匡
---------	-------

代表監査委員	大津 茂
--------	------

5 議事日程は次のとおりである。

議事日程 平成26年3月14日（金曜日） 午後2時20分開会

第1 付託請願陳情事件の委員長報告並びに審査

第2 付託議案の委員長報告

第3 議案の審議

議案第 1号 中郷地区仮置き場造成工事請負変更契約について

議案第 2号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 3号 三春町行政財産使用料条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 4号 三春町社会教育委員条例の一部を改正する条例の制定について

- 議案第 5号 三春町子育て支援助成金条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 6号 三春町障害程度区分認定審査会の委員の定数等を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 7号 三春町墓地条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 8号 三春町道路占用料徴収条例及び三春町法定外公共物管理条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 9号 三春町給水条例等の一部を改正する条例の制定について
- 議案第10号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき議会の同意を求めることについて
- 議案第11号 三春町生活工芸館に係る指定管理者の指定について
- 議案第12号 三春町福祉会館に係る指定管理者の指定について
- 議案第13号 三春ダム資料館物産展示室に係る指定管理者の指定について
- 議案第14号 三春の里農業公園に係る指定管理者の指定について
- 議案第15号 三春町定住促進住宅に係る指定管理者の指定について
- 議案第16号 平成25年度三春町一般会計補正予算(第5号)について
- 議案第17号 平成25年度三春町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)について
- 議案第18号 平成25年度三春町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)について
- 議案第19号 平成25年度三春町介護保険特別会計補正予算(第4号)について
- 議案第20号 平成25年度三春町町営バス事業特別会計補正予算(第3号)について
- 議案第21号 平成25年度三春町放射性物質対策特別会計補正予算(第4号)について
- 議案第22号 平成25年度三春町宅地造成事業会計補正予算(第1号)について
- 議案第23号 平成26年度三春町一般会計予算について
- 議案第24号 平成26年度三春町国民健康保険特別会計予算について
- 議案第25号 平成26年度三春町後期高齢者医療特別会計予算について
- 議案第26号 平成26年度三春町介護保険特別会計予算について
- 議案第27号 平成26年度三春町町営バス事業特別会計予算について
- 議案第28号 平成26年度三春町放射性物質対策特別会計予算について
- 議案第29号 平成26年度三春町病院事業会計予算について
- 議案第30号 平成26年度三春町水道事業会計予算について
- 議案第31号 平成26年度三春町下水道事業等会計予算について
- 議案第32号 平成26年度三春町宅地造成事業会計予算について

(追加)

- 議案第33号 TPP交渉に関する意見書の提出について
- 議案第34号 要支援者への予防給付を市町村事業とすることについての意見書の提出について
- 議案第35号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書の提出について
- 議案第36号 不安定雇用の是正を求める意見書の提出について

第4 特別委員会委員長報告

6 会議次第は次のとおりである。

(開会 午後2時20分)

……………・開 会 宣 言 ・……………

○議長 それでは、ただいまより本日の会議を開きます。

……………・付託請願陳情事件の委員長報告及び審査 ・……………

○議長 日程第1により、付託請願陳情事件の委員長報告並びに審査を行います。

付託請願陳情事件の委員長報告を求めます。

総務常任委員長！

○総務常任委員長 総務常任委員会が3月定例会において、付託を受けました陳情事件について、その審査の経過と結果について、報告いたします。

なお、審査については、3月5日、第1委員会室において開会いたしました。

陳情事件第3号、特定秘密保護法の廃止を求める意見書の提出について。

陳情者、三春町字一本松132番地、社会民主党田村総支部代表、中村功二。

本陳情は、平成25年12月6日に成立した特定秘密保護法について、特定秘密の定義が極めて曖昧であること、国民の知る権利が侵害される恐れがあること、著しいプライバシーの侵害が起り得ることなどから、民主主義の根本を揺るがしかねない法律であるとして次の事項を内容とする意見書の提出を求めるものであります。

陳情項目、三春町議会として政府並びに国会に対し、特定秘密保護法の廃止を求める意見書を提出すること。

以上について、総務課長からの説明を受け、慎重に審査した結果、本陳情については、特定秘密の指定や解除等に関し運用基準が定まっていないことから、今後、国の動向を注視しつつ、さらに調査研究する必要があるため、継続審査とすることと決しました。

陳情事件第4号、特定秘密の保護に関する法律に対し、撤廃を求める意見書の提出について。

陳情者、三春町字清水55、秘密保護法撤廃を求める三春の会代表、大河原さき。

本陳情は、平成25年12月6日に成立した特定秘密保護法について、防衛、外交、テロ活動の防止など秘密の範囲が広く濫用される危険性があること、秘密の指定にチェック機能が働かないこと、内部告発者の活動も処罰になることなど、多くの欠陥が指摘されていることから、民主主義の根幹を覆しかねない法律であるとして次の事項を内容とする意見書の提出を求めるものであります。

陳情項目、三春町議会として政府並びに国会に対し、特定秘密保護法の撤廃を求める意見書を提出すること。

以上について、総務課長からの説明を受け、慎重に審査した結果、本陳情については、特定秘密の指定や解除等に関し運用基準が定まっていないことから、今後、国の動向を注視しつつ、さらに調査研究する必要があるため、継続審査とすることと決しました。

以上、総務常任委員会の報告といたします。

○議長 ただいまの委員長報告に質疑があればこれを許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

ただいまの、委員長報告のとおり決することに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、委員長報告のとおり決定いたしました。

○議長 経済建設常任委員長！

○経済建設常任委員長 経済建設常任委員会が3月定例会において、付託を受けた請願事件、及び陳情事件について、その審査の経過と結果について、報告いたします。

なお、審査については、3月6日、及び10日の2日間、第4委員会室において開会いたしました。

請願第1号、TPP交渉に関する請願書。

請願者、田村市船引町船引字南町通160番地、たむら農業協同組合代表理事組合長、富塚正。

本請願事件は、現在協議が継続されているTPP交渉において、国益を守るため次の事項を要望しようとするものであります。

請願事項、1、TPP交渉において、衆参農林水産委員会決議や自民党決議を必ず実現すること。2、TPP交渉に関する国民への情報開示を徹底すること。

以上について、紹介議員及び産業課長からの説明を受け、慎重に審査いたしました結果、請願事項の2については請願の趣旨に沿わないため、項目削除した上で、地方自治法第99条の規定により意見書を提出することについて当委員会は、全員一致で採択すべきものと決しました。

陳情第1号、福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書提出について。

陳情者、田村市船引町船引字南町通52、日本労働組合総連合会福島県連合会田村地区連合会議長、横田登。

本陳情は、福島県の最低賃金が全国でも31位と低位にあり、一般労働者の賃金水準とも大きな差がある状況が続いており、県内勤労者の賃金水準や経済実勢などと比較しても極めて低いことから、一般的な賃金の実態に見合った十分な水準の引き上げを求めるために、次の事項について要望しようとするものであります。

1、福島県最低賃金について、日本再興戦略並びに経済財政運営と改革の基本方針、2010年に行われた雇用戦略対話の合意に沿った引き上げを図る。

2、福島県の復興促進、労働人口の流失に歯止めをかけることを踏まえ、上積みの改正を図る。

3、中小・地場企業に対する支援策等を強化し、最低賃金の引き上げを行う環境を整備する。

4、一般労働者の賃金引き上げが4月であることから、福島県最低賃金の改定諮問を早期に行い発効日を早めること。

以上について、産業課長からの説明を受け、慎重に審査いたしました結果、地方自治法第99条の規定により意見書を提出することについては、妥当であると判断できることから、当委員会は、全員一致で採択すべきものと決しました。

陳情第2号、不安定雇用の是正を求める意見書提出の陳情について。

陳情者、田村市船引町船引字南町通52、日本労働組合総連合会福島県連合会田村地区連合会議長、横田登。

本陳情は、雇用労働者の38.2%が不安定雇用の状況にあることから、これ以上の将来不安を招くことのないよう、雇用の安定と創出を求めるために、次の事項について要望しようとするものであります。

1、「解雇の金銭解決制度の導入」、「限定正社員」の名を借りた見かけ正社員づくり、「労働

者派遣法の大幅な緩和」など、労働規制の緩和を行わず、雇用の安定を図ること。

2、求人票に解職率を明記させることなど、いわゆる「ブラック企業」問題に対する実効性ある対策を講じること。また、若年者雇用については、学校における職業教育や進路指導、職業相談など就労支援をさらに拡充すること。

3、環境・エネルギー分野、医療・介護分野など成長分野での産業育成をはかり、雇用を創出すること。

以上について、産業課長からの説明を受け、慎重に審査いたしました結果、地方自治法第99条の規定により意見書を提出することについては、妥当であると判断できることから、当委員会は、全員一致で採択すべきものと決しました。

以上、経済建設常任委員会の報告といたします。

○議長 ただいまの委員長報告に質疑があればこれを許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

ただいまの、委員長報告のとおり決することに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、委員長報告のとおり決定いたしました。

○議長 文教厚生常任委員長！

○文教厚生常任委員長 文教厚生常任委員会が3月定例会において付託を受けた陳情事件について、その審査の経過と結果について、報告いたします。

なお、審査については、3月7日、10日、第3委員会室において開催いたしました。

陳情第8号、要支援者への予防給付を市町村事業とすることについての意見書提出に関する要望書。

陳情者、公益社団法人認知症の人と家族の会、福島県支部代表世話人、佐藤和子。郡山地区会代表、渡辺恵美子。

本陳情は、要支援の人を介護保険の給付対象からはずし、市町村の支援事業に委ねる、一定以上の所得がある人の利用料を2割に引き上げるという政府の提案は、介護保険制度の理念を壊しかねない制度の変更であり、消費税増税と負担増・給付抑制の二重の負担を求めるもので、これらを容認することはできないという考えから、次の事項を内容とする意見書の提出を求めるものであります。

陳情項目、1、「要支援者を介護保険制度の給付から外し、市町村の支援事業に委ねる」ことを取り下げること。2、「一定以上の所得がある人の利用料を2割に引き上げる」ことを取り下げること。

以上2項目を求める意見書を衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、厚生労働大臣に提出すること。

以上について、保健福祉課長等から説明を受け、慎重に審査した結果、本陳情については、妥当と認め、全員一致採択すべきものと決しました。

陳情第9号、国民健康保険税の資産割撤廃陳情書。

陳情者、上舞木区長、安齊芳夫。

本陳情は、国民健康保険税が、所得割、資産割、均等割、平等割の4項目から計算されているが、固定資産税は別に支払っており、国民健康保険税としてさらに固定資産税額に22.9%の税を課すのは納得がいかない、すでに資産割を廃止している自治体があること等から、次の

ように求めるものであります。

陳情項目、三春町においても平成26年度から国民健康保険税の資産割を撤廃すること。

以上について、税務課長、保健福祉課長等の説明を受け、慎重に審査いたしました。国民健康保険税は、必要な医療費に見合う財源を確保するため、経済的な能力に応じて負担する応能割と受益に応じて等しく負担する応益割によって算定されています。その負担割合の変更は、被保険者全体に関わるものであり、慎重に公平な視点により検討されるべきものと考えます。

なお、県内においても、資産割を含めた4方式による賦課方式を採用している市町村がほとんどであり、三春町の資産割の税率は、低い方であります。

一方、社会保障制度改革国民会議の報告を受け、閣議決定された内容によれば、平成29年度を目途に、国民健康保険の保険者を市町村から都道府県に移管するものとされ、制度全体が大きく変わることが予定されております。今後、被保険者の負担についても議論されるものと考えます。このような理由から、全員一致で不採択とすべきものと決しました。

以上、文教厚生常任委員会の報告といたします。

○議長 ただいまの委員長報告に質疑があればこれを許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

ただいまの、委員長報告のとおり決することに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、委員長報告のとおり決定いたしました。

…………… 付託議案の委員長報告 ……………

○議長 日程第2により、付託議案の委員長報告を求めます。

総務常任委員長！

○総務常任委員長 総務常任委員会が本定例会において、会議規則の規定により付託を受けた議案について、その審査の経過と結果について報告いたします。

なお、本委員会は、3月3日、5日、6日、7日、10日、11日、12日及び14日の8日間、第1委員会室において開会いたしました。

議案第2号、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

総務課長の出席を求め、本案に関する詳細な説明を受けました。本案は、平成25年福島県人事委員会の報告等を踏まえた県の改正に準じ自動車等交通用具使用者に対する通勤手当支給限度額を引き上げるため、及び新型インフルエンザ等対策特別措置法の制定並びに大規模災害からの復興に関する法律の制定に伴い、災害派遣手当の支給について改めるため、本条例の一部を改正するものであり、慎重に審査いたしました結果、全員一致、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第3号、三春町行政財産使用料条例の一部を改正する条例の制定について。

財務課長の出席を求め、本案に関する詳細な説明を受けました。本案は、行政財産使用料について、消費税法等の一部改正に伴い、消費税率の引き上げ相当分の改定を行うため、本条例の一部を改正するものであり、慎重に審査いたしました結果、全員一致、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第16号、平成25年度三春町一般会計補正予算（第5号）について。

財務課長の出席を求め、補正予算（第5号）全般について、詳細な説明を受けました。所管に係る事項のうち、今回の補正予算は、歳入においては個人町民税、自動車取得税交付金、地

方交付税、一般寄付金、弁償金等の追加と、法人町民税、東日本大震災復興基金繰入金等の減額が主なものであります。歳出においては財産管理費、予備費等の追加と、庁舎整備費、長期債利子、職員人件費等の減額が主なものであります。また、繰越明許費については、庁舎整備費、防災基盤整備事業費等であります。慎重に審査いたしました結果、所管に係る事項について、全員一致、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第23号、平成26年度三春町一般会計予算について。

財務課長をはじめ、関係課長等の出席を求め、予算書、説明資料に基づき詳細な説明を受けました。慎重に審査いたしました結果、所管に係る事項について、全員一致、可決すべきものと決しました。

以上、総務常任委員会の報告といたします。

○議長 経済建設常任委員長！

○経済建設常任委員長 経済建設常任委員会が、3月定例会で付託を受けた議案の審査の経過と結果について報告いたします。本委員会は3月3日に日程設定を行い、5日、6日、7日、10日、11日、及び12日の6日間、第4委員会室で開催いたしました。

議案第8号、三春町道路占用料徴収条例及び三春町法定外公共物管理条例の一部を改正する条例の制定について。

議案第9号、三春町給水条例等の一部を改正する条例の制定について。

建設課長、企業局長の出席を求め、詳細な説明を受けました。議案第8号、第9号とも、消費税法等の一部改正に伴い、消費税率の引き上げ相当分の改定を行うため、関係する条例の一部を改正するものです。2議案とも全員一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

議案第13号、三春ダム資料館物産展示室に係る指定管理者の指定について。

議案第14号、三春の里農業公園に係る指定管理者の指定について。

議案第15号、三春町定住促進住宅に係る指定管理者の指定について。

建設課長、産業課長の出席を求め、詳細な説明を受けました。3議案とも、公共施設の管理を指定管理者に行わせるため、地方自治法の規定により、議会の議決を求めるものです。3議案とも全員一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

議案第16号、平成25年度三春町一般会計補正予算（第5号）について。

建設課長、産業課長の出席を求め、詳細な説明を受けました。歳入においては、土木使用料等の追加と、土木費国庫補助金等の減額であります。歳出においては、農業振興費、道路維持費等の追加と、公営住宅費、地域住宅費等の減額であります。また、繰越明許費については、福島県定住等緊急支援交付金事業、商工振興費、中心市街地再生整備事業、農地等災害復旧補助事業等です。所管に係る事項については、全員一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

議案第22号、平成25年度三春町宅地造成事業会計補正予算（第1号）について。

企業局長の出席を求め、詳細な説明を受けました。宅地が売却されたことにより収益的収入の営業収益、収益的支出の営業費用を補正するものです。慎重に審査いたしました結果、全員一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

議案第23号、平成26年度三春町一般会計予算について。

建設課長、産業課長の出席を求め、詳細な説明を受けました。歳入については、土木使用料、土木費国庫補助金、農林水産業費県補助金、商工費県補助金、商工費貸付金元利収入、滝桜観桜料、定住促進住宅に係る指定管理者負担金、土木債等が主であり、歳出については、農業委員会費、農業振興費、農業改良費、林業振興費、商工振興費、観光振興費、企業誘致事業費、

道路維持費、道路整備費、橋梁維持費、桜川改修計画費、公園緑地費、中心市街地再生整備事業費、公営住宅費が主なものであります。慎重に審査いたしました結果、所管に係る事項については、全員一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

議案第30号、平成26年度三春町水道事業会計予算について。

議案第31号、平成26年度三春町下水道事業等会計予算について。

議案第32号、平成26年度三春町宅地造成事業会計予算について。

以上の3議案は企業局長の出席を求め、詳細な説明を受けました。地方公営企業法に基づく独立採算による事業経営を基本として、浄水場等水道施設及び簡易水道施設の維持管理等を主なものとした予算と、公共下水道、農業集落排水、個別排水処理の下水道3事業の運営を行う下水道事業等会計予算、及び宅地造成事業の運営に係る宅地造成事業会計予算であります。慎重に審査いたしました結果、全員一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

以上、経済建設常任委員会の報告といたします。

○議長 文教厚生常任委員長！

○文教厚生委員長 文教厚生常任委員会が本定例会において、会議規則の規定により付託を受けた議案について、その審査の経過と結果について報告いたします。

なお、本委員会は、3月3日、4日に日程設定を行い、3月5日、6日、7日、10日、11日の5日間にわたり、第3委員会室において開催いたしました。

議案第4号、三春町社会教育委員条例の一部を改正する条例の制定について。

教育長及び生涯学習課長の出席を求め、本案に関する詳細な説明を受けました。

本案は、地域主権改革一括法により、社会教育法で定められていた社会教育委員の委嘱基準が条例委任されたことに伴い、本条例の一部を改正するものであり、慎重に審査いたしました結果、全員一致、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第5号、三春町子育て支援助成金条例の一部を改正する条例の制定について。

保健福祉課長等の出席を求め、本案に関する詳細な説明を受けました。本案は、光の子保育園の認可に伴う子育て支援助成金条例の支給要件等の変更及び低所得者層の子育て世帯に対する子育て支援として、保育所等の第2子における保育料の無料化等を行うため、本条例の一部を改正するものであり、慎重に審査いたしました結果、全員一致、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第6号、三春町障害程度区分認定審査会の委員の定数等を定める条例の一部を改正する条例の制定について。

保健福祉課長等の出席を求め、本案に関する詳細な説明を受けました。本案は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の一部改正に伴い、同法に基づき定める「障害程度区分」が「障害支援区分」に改められるため、本条例の一部を改正するものであり、慎重に審査いたしました結果、全員一致、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第7号、三春町墓地条例の一部を改正する条例の制定について。

住民課長等の出席を求め、本案に関する詳細な説明を受けました。本案は、平沢町営墓地について墓地の維持管理に要する経費として、墓地の利用者が納入する管理料を定めるため、本条例の一部を改正するものであり、慎重に審査いたしました結果、全員一致、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第11号、三春町生活工芸館に係る指定管理者の指定について。

議案第12号、三春町福祉会館に係る指定管理者の指定について。

保健福祉課長等の出席を求め、本案に関する詳細な説明を受けました。

以上2案は、施設の管理を指定管理者に行わせるため、地方自治法の規定により、議会の議決を求めるものであり、慎重に審査いたしました結果、全員一致、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第16号、平成25年度三春町一般会計補正予算（第5号）について。

教育長をはじめ、教育次長、生涯学習課長、保健福祉課長、住民課長等の出席を求め、所管にかかる部分についてそれぞれ詳細な説明を受けました。所管に係る事項のうち、歳入については、教育債の増額及び民生費国庫負担金、教育費国庫補助金、民生費県負担金、教育施設整備事業基金繰入金等の減額が主なものであります。歳出については、国民健康保険費、中学校管理費の増額及び自治振興費、障がい者福祉費、老人福祉費、介護保険事業費、児童福祉総務費、保育所費、予防費、母子保健費、小学校管理費、小学校教育振興費、小学校改修費、中学校教育振興費、交流館費、学校給食費等の減額が主なものであります。また、繰越明許費については、子ども子育て支援新制度電子システム構築事業及び福島定住等緊急支援交付事業であります。慎重に審査いたしました結果、所管に係る事項について、全員一致、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第17号、平成25年度三春町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について。

議案第18号、平成25年度三春町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について。

議案第19号、平成25年度三春町介護保険特別会計補正予算（第4号）について。

以上3案について、保健福祉課長等の出席を求め、本案に対する詳細な説明を受けました。

議案第17号の歳入については、国民健康保険税、一般会計繰入金、延滞金加算金及び過料等の増額と、共同事業交付金等の減額であります。歳出については、共同事業拠出金、償還金及び還付加算金等の増額と、療養諸費、予備費等の減額であります。

議案第18号の歳入については、一般会計繰入金、繰越金等の増額と、後期高齢者医療保険料の減額であります。歳出については、予備費の増額と、後期高齢者医療広域連合納付金の減額であります。

議案第19号の歳入については、国庫補助金等の増額と、介護保険料、国庫負担金、支払基金交付金、県負担金等の減額であります。歳出については、介護予防サービス諸費等の増額と、介護サービス諸費、予備費等の減額であります。

以上、慎重に審査いたしました結果、全員一致、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第20号、平成25年度三春町町営バス事業特別会計補正予算（第3号）について。

住民課長等の出席を求め、本案に対する詳細な説明を受けました。歳入については、一般会計繰入金と雑入の増額と、町営バス利用料の減額で、歳出については、町営バス運行事業費の減額であります。慎重に審査いたしました結果、全員一致、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第23号、平成26年度三春町一般会計予算について。

教育長をはじめ、教育次長、生涯学習課長、保健福祉課長、住民課長等の出席を求め、所管にかかる部分について、平成26年度予算書に基づき詳細な説明を受けました。慎重に審査いたしました結果、所管に係る事項について、全員一致、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第24号、平成26年度三春町国民健康保険特別会計予算について。

議案第25号、平成26年度三春町後期高齢者医療特別会計予算について。

議案第26号、平成26年度三春町介護保険特別会計予算について。

議案第29号、平成26年度三春町病院事業会計予算について。

以上4案について、保健福祉課長等の出席を求め、本案に対する詳細な説明を受けました。慎重に審査いたしました結果、全員一致、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第27号、平成26年度三春町町営バス事業特別会計予算について。

住民課長等の出席を求め、本案に対する詳細な説明を受けました。慎重に審査いたしました結果、全員一致、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、文教厚生常任委員会の報告といたします。

○議長　なお、議案第1号、議案第10号、議案第21号、並びに議案第28号の4議案につきましては、委員会に付託せず全体会で審査を行いましたので申し添えます。

……………議案の審議……………

○議長　日程第3により、議案の審議を行います。

議案第1号、「中郷地区仮置き場造成工事請負変更契約について」を議題といたします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長　質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長　討論なしと認めます。

これより議案第1号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長　異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第2号、「職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長　質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長　討論なしと認めます。

これより議案第2号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長　異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第3号、「三春町行政財産使用料条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長　質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより議案第3号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第4号、「三春町社会教育委員条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより議案第4号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第5号、「三春町子育て支援助成金条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより議案第5号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第6号、「三春町障害程度区分認定審査会の委員の定数等を定める条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより議案第6号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第7号、「三春町墓地条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより議案第7号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第8号、「三春町道路占用料徴収条例及び三春町法定外公共物管理条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより議案第8号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第9号、「三春町給水条例等の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより議案第9号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第10号、「固定資産評価審査委員会委員の選任につき議会の同意を求めることについて」を議題といたします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本案は人事案件でありますので、討論を省略して採決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

これより、議案第10号を採決いたします。

本案は原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり橋本とき子氏を固定資産評価審査委員会委員に選任することに同意することに決定いたしました。

議案第11号、「三春町生活工芸館に係る指定管理者の指定について」を議題といたします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより議案第11号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第12号、「三春町福社会館に係る指定管理者の指定について」を議題といたします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより議案第12号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第13号、「三春ダム資料館物産展示室に係る指定管理者の指定について」を議題といたします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより議案第13号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第14号、「三春の里農業公園に係る指定管理者の指定について」を議題といたします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより議案第14号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第15号、「三春町定住促進住宅に係る指定管理者の指定について」を議題といたします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより議案第15号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第16号、「平成25年度三春町一般会計補正予算（第5号）について」を議題といたします。

歳入歳出全般について質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（なしの声あり）

○議長 討論なしと認めます。

これより議案第16号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第17号、「平成25年度三春町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について」を議題といたします。

歳入歳出全般について質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（なしの声あり）

○議長 討論なしと認めます。

これより議案第17号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第18号、「平成25年度三春町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について」を議題といたします。

歳入歳出全般について質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（なしの声あり）

○議長 討論なしと認めます。

これより議案第18号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第19号、「平成25年度三春町介護保険特別会計補正予算（第4号）について」を議題

といたします。

歳入歳出全般について質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより議案第19号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第20号、「平成25年度三春町町営バス事業特別会計補正予算(第3号)について」を議題といたします。

歳入歳出全般について質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより議案第20号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第21号、「平成25年度三春町放射性物質対策特別会計補正予算(第4号)について」を議題といたします。

歳入歳出全般について質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより議案第21号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第22号、「平成25年度三春町宅地造成事業会計補正予算(第1号)について」を議題といたします。

収益的収入及び支出全般について質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより議案第22号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第23号、「平成26年度三春町一般会計予算について」を議題といたします。

歳入全般について質疑を許します。

(なしの声あり)

歳出全般について質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより議案第23号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第24号、「平成26年度三春町国民健康保険特別会計予算について」を議題といたします。

歳入歳出全般について質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより議案第24号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第25号、「平成26年度三春町後期高齢者医療特別会計予算について」を議題といたします。

歳入歳出全般について質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより議案第25号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第26号、「平成26年度三春町介護保険特別会計予算について」を議題といたします。

歳入歳出全般について質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより議案第26号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第27号、「平成26年度三春町町営バス事業特別会計予算について」を議題といたします。

歳入歳出全般について質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより議案第27号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第28号、「平成26年度三春町放射性物質対策特別会計予算について」を議題といたします。

歳入歳出全般について質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより議案第 28 号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第 29 号、「平成 26 年度三春町病院事業会計予算について」を議題といたします。

収益的収入及び支出全般について質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより議案第 29 号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第 30 号、「平成 26 年度三春町水道事業会計予算について」を議題といたします。

収益的収入及び支出全般について質疑を許します。

(なしの声あり)

資本的収入支出全般について質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより議案第 30 号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第 31 号、「平成 26 年度三春町下水道事業等会計予算について」を議題といたします。

収益的収入支出全般について質疑を許します。

(なしの声あり)

資本的収入支出全般について質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより議案第31号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第32号、「平成26年度三春町宅地造成事業会計予算について」を議題といたします。

収益的収入及び支出全般について質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより議案第32号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

…………… 議員提出による議案の提出 ……………

○議長 お諮りをいたします。

ただいま、12番橋本善次君外2名より、議案第33号「TPP交渉に関する意見書の提出について」、13番鈴木利一君外2名より、議案第34号「要支援者への予防給付を市町村事業とすることについての意見書の提出について」、10番佐久間正俊君外2名より、議案第35号「福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書の提出について」、5番本田忠良君外2名より、議案第36号「不安定雇用の是正を求める意見書の提出について」が提出されました。

この際、日程に追加して議題にしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、議案第33号から議案第36号の4議案を日程に追加し、議題とすることに決しました。

議案書を配付いたしますので、少々お待ち願います。

(議案書配付)

○議長 議案第33号「TPP交渉に関する意見書の提出について」を議題といたします。

趣旨説明を求めます。

12番、橋本善次君！

○12番(橋本善次君) 議案第33号、「TPP交渉に関する意見書の提出について」。

地方自治法第99条の規定により、TPP交渉に関する意見書を、別紙のとおり関係機関に

提出するものとする。

平成26年3月14日提出。

提出者、三春町議会議員、橋本善次。

賛成者、三春町議会議員、三瓶文博。

賛成者、三春町議会議員、小林鶴夫。

意見書の内容並びに提出先等につきましては、お手元に配付いたしました意見書のとおりであります。

平成26年3月14日、三春町議会議長、日下部三枝。

以上、提出するものであります。

ご審議の上、可決くださいますよう、よろしくお願いいたします。

○議長 ただいまの説明に対する質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより議案第33号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決し、各関係機関に意見書を提出することに決しました。

○議長 議案第34号「要支援者への予防給付を市町村事業とすることについての意見書の提出について」を議題といたします。

趣旨説明を求めます。

13番、鈴木利一君！

○13番(鈴木利一君) 議案第34号、「要支援者への予防給付を市町村事業とすることについての意見書の提出について」。

地方自治法第99条の規定により、要支援者への予防給付を市町村事業とすることについての意見書を、別紙のとおり関係機関に提出するものとする。

平成26年3月14日提出。

提出者、三春町議会議員、鈴木利一。

賛成者、三春町議会議員、影山初吉。

賛成者、三春町議会議員、本多一安。

意見書の内容並びに提出先等につきましては、お手元に配付いたしました意見書のとおりであります。

平成26年3月14日、三春町議会議長、日下部三枝。

以上、提出するものであります。

ご審議の上、可決くださいますよう、よろしくお願いいたします。

○議長 ただいまの説明に対する質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより議案第34号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決し、各関係機関に意見書を提出することに決しました。

○議長 議案第35号「福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書の提出について」を議題といたします。

趣旨説明を求めます。

10番、佐久間正俊君！

○10番(佐久間正俊君) 議案第35号、「福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書の提出について」。

地方自治法第99条の規定により、福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書を、別紙のとおり関係機関に提出するものとする。

平成26年3月14日提出。

提出者、三春町議会議員、佐久間正俊。

賛成者、三春町議会議員、佐藤弘。

賛成者、三春町議会議員、渡邊勝雄。

意見書の内容並びに提出先等につきましては、お手元に配付いたしました意見書のとおりであります。

平成26年3月14日、三春町議会議長、日下部三枝。

以上、提出するものであります。

ご審議の上、可決くださいますよう、よろしく願いいたします。

○議長 ただいまの説明に対する質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより議案第35号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決し、各関係機関に意見書を提出することに決しました。

○議長 議案第36号「不安定雇用の是正を求める意見書の提出について」を議題とします。

趣旨説明を求めます。

5番、本田忠良君！

○5番(本田忠良君) 議案第36号、「不安定雇用の是正を求める意見書の提出について」。

地方自治法第99条の規定により、不安定雇用の是正を求める意見書を、別紙のとおり関係

機関に提出するものとする。

平成26年3月14日提出

提出者、三春町議会議員、本田忠良。

賛成者、三春町議会議員、儀同公治。

賛成者、三春町議会議員、渡辺泰譽。

意見書の内容並びに提出先等につきましては、お手元に配付いたしました意見書のとおりであります。

平成26年3月14日、三春町議会議長、日下部三枝。

以上、提出するものであります。

ご審議の上、可決くださいますよう、よろしくお願いいたします。

○議長 ただいまの説明に対する質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより議案第36号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決し、各関係機関に意見書を提出することに決しました。

……………・**特別委員会の委員長報告**・……………

○議長 日程第4により、特別委員会の委員長報告について、会議規則第44条の2の規定により、各特別委員会の付託に係る事項についての中間報告を求めたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

それでは、各特別委員会委員長の報告を求めます。

桜川河川改修推進特別委員会委員長！

○桜川河川改修推進特別委員長 桜川河川改修推進特別委員会より中間報告を行います。

昨年3月定例会の委員会報告後、本日まで桜川河川改修事業及び関連します県・町事業の取組みについて随時担当より報告を受け、慎重審査をして参りました。

これまでの活動内容について概要を申し上げます。

さて、今年度の福島県における桜川河川改修事業費の総額は8億200万円であり、本工事では役場裏から清水地内の最上流端まで残工事区間約760mを三工区に分けて発注予定と聞いておりましたが、入札の不調が続く区間を細かくすることで早期契約に向けた努力を続けていることが報告されました。委員会では、特に役場庁舎の建替え工事との調整が必要な役場裏からライスレイクの家までの区間の早期発注について、機会あるごとに要望しておりましたが、平成26年2月に契約になったことが報告されました。

現在、施工中の工事でも大雪の影響により遅れているとの報告がありましたので、全区間の早期契約、早期完成に向けて県及び町担当に要望しているところであります。

その他、各種調査が進められているほか、用地買収も関係する皆様のご理解、ご協力により、

ほぼ契約が完了したことが報告されました。

さらに、町では第6次長期計画にも記載されております桜川親水公園を、百杯宴広場として整備計画を進めているほか、町民及び観光客から整備要望が多い公衆トイレの建設についても計画を進めていることが報告され、当委員会としましても意見を述べさせていただきました。

また、改修工事により最上流端に新設される橋梁の名称について、当委員会より9月定例議会にて提案しました桜橋が採用となったことが報告されました。

11月19日、20日には、今後の活動の参考とするため群馬県富岡市における「富岡風景づくりガイド」及び藤岡市の「7,000本の冬桜と紅葉が楽しめる桜山公園」の先進地視察研修を実施しました。

富岡製糸場のユネスコ世界遺産登録を目指す富岡市では、景観形成の取組みのほか、おもてなしの心を持って観光客を向える取り組みについても研修をして参りました。この研修を、今後の活動の参考にして行きたいと思えます。

桜川河川改修は、今年度予算における工事が発注されますと全区間発注となることから、事業完成後、町民協働による河川の維持管理や利活用のため、工事完了に合わせ、堆積した土砂の撤去と草刈りを工事施工者の責任において実施するよう、県に要望を実施するなど、工事完成まで積極的に活動して参りたいと思えます。

つきましては、桜川河川改修の着実な推進のため、より良い景観形成及び良好なまちづくりのため、積極的かつ慎重な審査を継続実施していく必要があると考えられますので、三春町議会会議規則第71条の規定に基づき、継続審査といたしたく報告いたします。

○議長 三春町町立学校再編等調査特別委員会委員長！

○三春町町立学校再編等調査特別委員長 三春町町立学校再編等調査特別委員会より報告いたします。

平成25年度において当委員会は、計4回の委員会を開催いたしました。

6月に開催しました当委員会では、三春小学校耐震補強大規模改造工事の概要について説明を求め、審査を行いました。また、工法等についても説明を求め審査を行いました。

9月には、三春中学校において、校舎・体育館・武道場の現地調査を実施しました。また、生徒の学校生活等について学校より説明を求めるとともに、生徒と同じ給食を試食して現況の確認を行いました。

12月には、三春小学校仮校舎において、校舎・体育館の現地調査を実施しました。児童の学校生活等について学校より説明を求め、現況確認を行いました。

3月には、平成26年度の町立小・中学校の児童生徒数と町立保育所・幼稚園児数の見込みについて説明を求め、審査を行いました。

平成26年度には、三春小学校耐震補強大規模改造工事の竣工等が予定されていますが、当委員会としては、保育所、幼稚園及び各小・中学校の運営などについて、引き続き、広い視点から議論して参りたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

以上、活動内容を申し上げ、三春町町立学校再編等調査特別委員会の中間報告といたします。

○議長 ただいま、総務、経済建設、文教厚生各常任委員会委員長並びに議会運営委員会委員長より、所管に係る事項について、会議規則第71条の規定により、閉会中の審査調査について、別紙のとおり申出がありましたので、閉会中の審査調査に付することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、各常任委員会委員長並びに議会運営委員会委員長より申出のとおり、所管に係る事項につ

いて閉会中の審査調査に付することに決定いたしました。

○議長 ただいま、桜川河川改修推進、三春町町立学校再編等調査の各特別委員会委員長より、所管に係る事項について、会議規則第71条の規定により、閉会中の審査調査について別紙のとおり申出がありましたので、閉会中の審査調査に付することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、各特別委員会の委員長より申出のとおり、所管に係る事項について閉会中の審査調査に付することに決定いたしました。

……………町長挨拶……………

○議長 本定例会の会議に付された事件は全て終了いたしました。ここで町長より発言があればこれを許します。

鈴木町長！

○町長 長丁場の3月定例会、議員の皆さん方には多くの議案、精力的に審査をしていただきまして全議案、可決・同意をしていただきまして誠にありがとうございます。審査の過程でご指摘いただきました点につきましては、しっかり受け止めて特に予算の執行についてはですね、しっかり精査をしながら無駄のないように執行に努めて参りたいとこのように考えますので、今後ともご鞭撻をいただきますようお願いを申し上げてあいさついたします。

ありがとうございました。

……………閉会宣言……………

○議長 これをもって、平成26年三春町議会3月定例会を閉会いたします。

ご苦勞様でございました。

(閉会 午後4時08分)

上記、会議の経過を記載して相違ないことを証するためここに署名する。

平成26年3月14日

福島県田村郡三春町議会

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員

議案審議結果一覧表

議案番号	件名	採決	議決の状況
議案第 1号	中郷地区仮置き場造成工事請負変更契約について	全 員	原案可決
議案第 2号	職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について	全 員	原案可決
議案第 3号	三春町行政財産使用料条例の一部を改正する条例の制定について	全 員	原案可決
議案第 4号	三春町社会教育委員条例の一部を改正する条例の制定について	全 員	原案可決
議案第 5号	三春町子育て支援助成金条例の一部を改正する条例の制定について	全 員	原案可決
議案第 6号	三春町障害程度区分認定審査会の委員の定数等を定める条例の一部を改正する条例の制定について	全 員	原案可決
議案第 7号	三春町墓地条例の一部を改正する条例の制定について	全 員	原案可決
議案第 8号	三春町道路占用料徴収条例及び三春町法定外公共物管理条例の一部を改正する条例の制定について	全 員	原案可決
議案第 9号	三春町給水条例等の一部を改正する条例の制定について	全 員	原案可決
議案第10号	固定資産評価審査委員会委員の選任につき議会の同意を求めることについて	全 員	原案同意
議案第11号	三春町生活工芸館に係る指定管理者の指定について	全 員	原案可決
議案第12号	三春町福社会館に係る指定管理者の指定について	全 員	原案可決
議案第13号	三春ダム資料館物産展示室に係る指定管理者の指定について	全 員	原案可決
議案第14号	三春の里農業公園に係る指定管理者の指定について	全 員	原案可決
議案第15号	三春町定住促進住宅に係る指定管理者の指定について	全 員	原案可決
議案第16号	平成25年度三春町一般会計補正予算(第5号)について	全 員	原案可決
議案第17号	平成25年度三春町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)について	全 員	原案可決

議案第18号	平成25年度三春町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)について	全 員	原案可決
議案第19号	平成25年度三春町介護保険特別会計補正予算(第4号)について	全 員	原案可決
議案第20号	平成25年度三春町町営バス事業特別会計補正予算(第3号)について	全 員	原案可決
議案第21号	平成25年度三春町放射性物質対策特別会計補正予算(第4号)について	全 員	原案可決
議案第22号	平成25年度三春町宅地造成事業会計補正予算(第1号)について	全 員	原案可決
議案第23号	平成26年度三春町一般会計予算について	全 員	原案可決
議案第24号	平成26年度三春町国民健康保険特別会計予算について	全 員	原案可決
議案第25号	平成26年度三春町後期高齢者医療特別会計予算について	全 員	原案可決
議案第26号	平成26年度三春町介護保険特別会計予算について	全 員	原案可決
議案第27号	平成26年度三春町町営バス事業特別会計予算について	全 員	原案可決
議案第28号	平成26年度三春町放射性物質対策特別会計予算について	全 員	原案可決
議案第29号	平成26年度三春町病院事業会計予算について	全 員	原案可決
議案第30号	平成26年度三春町水道事業会計予算について	全 員	原案可決
議案第31号	平成26年度三春町下水道事業等会計予算について	全 員	原案可決
議案第32号	平成26年度三春町宅地造成事業会計予算について	全 員	原案可決
議案第33号	T P P 交渉に関する意見書の提出について	全 員	原案可決
議案第34号	要支援者への予防給付を市町村事業とすることについての意見書の提出について	全 員	原案可決
議案第35号	福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書の提出について	全 員	原案可決
議案第36号	不安定雇用の是正を求める意見書の提出について	全 員	原案可決